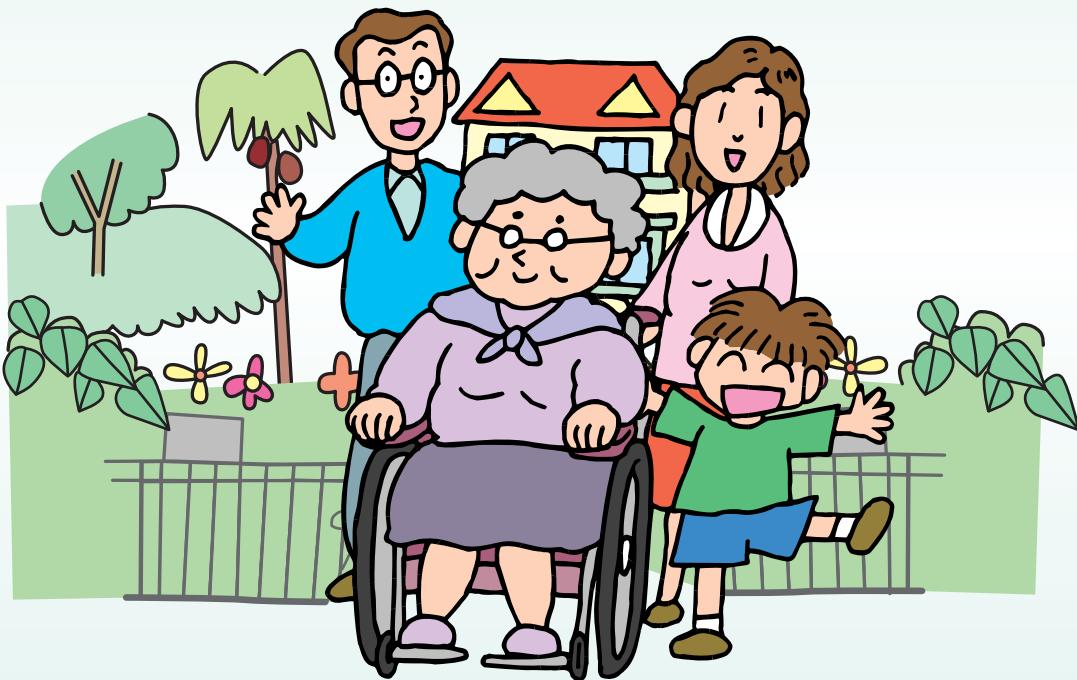


第 2 次 那霸市地域福祉計画



平成22年3月
那 霸 市

は　じ　め　に



今日、少子高齢化や核家族化が進み、高齢者の介護負担、子育て不安など身近な生活課題が増えてきています。さらに、地域の人間関係の希薄化などにより、市民一人ひとりの抱える悩みや生活課題は複雑、多様化しています。

住民一人ひとりの悩みや多様な生活課題を、公的な福祉サービスだけで解決するのは困難であり、これからは地域住民を中心とした「地域における新たな支え合い」を育み、地域の課題を地域で解決していく「地域福祉」の推進が求められています。

これからは住民のみなさんと協働し、共に助け合う「共助」が必要不可欠であると思います。

そのため、本市では平成17年3月に策定した那覇市地域福祉計画の指針を引き継ぎ、このたび、平成21年度から平成25年度を計画期間とする第2次那覇市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち ~支え合い あんしん育む ゆいまーる~」を基本理念とし、地域の誰もが健やかに安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

市では、この計画をもとに、市民や健康福祉団体、事業所等と協働して取り組みを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました那覇市保健福祉医療審議会の委員の皆様をはじめ、那覇市社会福祉協議会、那覇市民生委員児童委員連合会、那覇市自治会長会連合会、その他関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

那覇市長 翁 長 雄 志

＜目 次＞

■ 第1章 計画の見直しにあたって

1 計画策定の背景	1
2 本市での取り組み	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	4
5 計画の進捗管理	4
6 市民アンケート	5

■ 第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	7
2 地域福祉を展開する上での視点	8
3 今回の改正のポイント	9
4 施策の体系図	10

■ 第3章 計画の目標と取り組み

(目標1) 住民による支え合いで地域力を育む	11
(目標2) 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる	25
(目標3) 安心・安全で快適なまちづくりを推進する	31
■ 進捗管理表	39

■ 資 料 編

1 計画の策定経過	41
2 用語説明	48

第1章 計画の見直しにあたって

第1章 計画見直しにあたって

1 計画策定の背景

- 平成2年（1990年）「社会福祉基礎構造改革」¹によって、福祉サービスが「措置」から「契約」、「施設入所」から「在宅」へと社会福祉の基本的な考え方が大きく変わりました。利用者の自己決定権を尊重するためサービス利用者と提供者との間に対等な関係を築き、利用者が自分でサービスを選択できることを大きな特徴としていました。
しかし、情報不足や周囲に相談できる人がいないなど、必ずしも誰もが適切なサービスを選択できているとは限りません。だれでも必要なときに必要なサービスが受けられる環境づくりが求められています。
- 平成12年（2000年）6月の社会福祉法の改正により、「地域における社会福祉の推進」と「福祉サービス利用者の利益の保護」が法的に明確になり、住民の積極的な参加を促し、地域において総合的なサービスが受けられる体制を整備するため、市町村において「地域福祉計画」を策定することが示されました。
- 昨今の相次ぐ災害を受けて、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省の連名により平成18年に「災害時要援護者の避難対策について」、平成19年4月に「災害時要援護者対策の進め方について」、平成19年12月に「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」技術的助言が出されました。
また、これら各省庁の動きを受け、平成19年（2007年）8月に厚生労働省社会・援護局より「市町村地域福祉計画について」が出され、災害時等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を地域福祉計画に盛り込むよう技術的助言が示されました。
- 平成20年（2008年）3月厚生労働省は「これから地域福祉のあり方に関する研究会」から、「すき間はざ間」のニーズに対応するため、自立した個人が主体的に関わり、「地域において新たな支え合い（共助²）」を確立することが求められているとの報告を受け、身近な生活課題に対応する地域での支え合いの重要性や、住民と行政の協働による地域福祉の取り組みをさらに進めていく方向性を示しています。

※ 本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に数字を付け、資料編「2 用語解説」（P47）以下で解説しています。

2 本市での取り組み

那覇市では平成17年3月に第1次の那覇市地域福祉計画を策定し、「地域健康福祉支援センターの創設」「支え合いマップづくり支援」「支え合いの輪づくり支援」「地域支え合い会議の設置」を重点施策として掲げ、推進してきました。

平成18年4月介護保険法の改正での「地域包括支援センター」の設置により、3小学校区に1つ「地域相談センター」を創設しました。「支え合いの仕組みづくり」の実践として、早くから民生委員・児童委員や地域相談センター等による「支え合いマップ」の作成や研修会の実施、「支え合いの輪づくり」などを実践し、「地域力」の向上に努めています。またさらに、一部地域においては「マップづくり」から「地域支え合い会議」を実施するまでに発展するなどの成果も見えてきました。

これまでの那覇市地域福祉計画による成果の上に、さらなる「支え合い」「支援が届く仕組みづくり」「安心安全なまちづくり」を進めていくため、具体的でわかりやすい内容を掲載し、第2次那覇市地域福祉計画を策定しました。

本計画においては、地域福祉を推進する上で重要な役割を果たす那覇市社会福祉協議会や那覇市民生委員児童委員連合会との関係を明確にしています。

これまでの国の動向

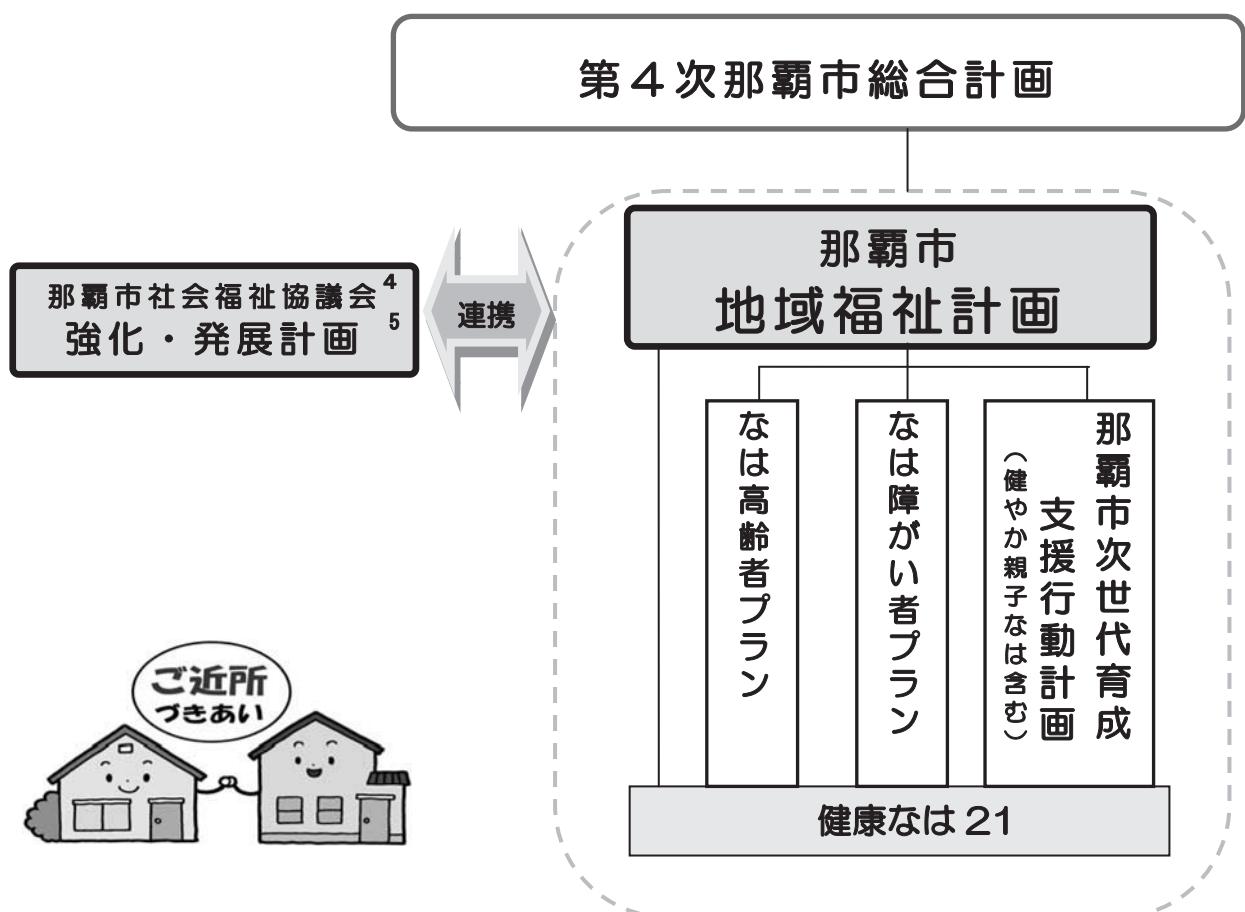
	内閣府	総務省	国土交通省	厚生労働省	地域福祉関係	社会福祉関連法
平成2年						社会福祉八法改正 「措置」→「契約」
平成12年						社会福祉法改正 「地域福祉計画」策定することを明記
平成18年3月					「災害時要援護者の避難対策について」 (府政防第233号、消防災第110号、社援発第0328001号)	
平成19年4月					「災害時要援護者対策の進め方について」 (府政防第306号、消防災第167号、社援発第0418001号)	
平成19年8月					「市町村地域福祉計画策定について」 (社援発第0810001号)	
平成19年12月					「災害時要援護者の避難支援対策について」 (府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号)	
平成20年3月					「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」 報告書	

3 計画の位置付け

那覇市地域福祉計画は、第4次那覇市総合計画³(平成20年度～平成29年度)における地域福祉の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

「なは高齢者プラン」、「なは障がい者プラン」、「那覇市次世代育成支援行動計画」等の個別計画は、それぞれ高齢者、障害者、児童・母子といった対象者ごとの保健福祉施策を主な内容としています。これに対し、那覇市地域福祉計画は、これらの個別計画の上位に位置付けられ、各個別計画に基づく施策を地域において総合的に推進するまでの**共通の理念と地域福祉に関する具体的な施策**を内容とします。

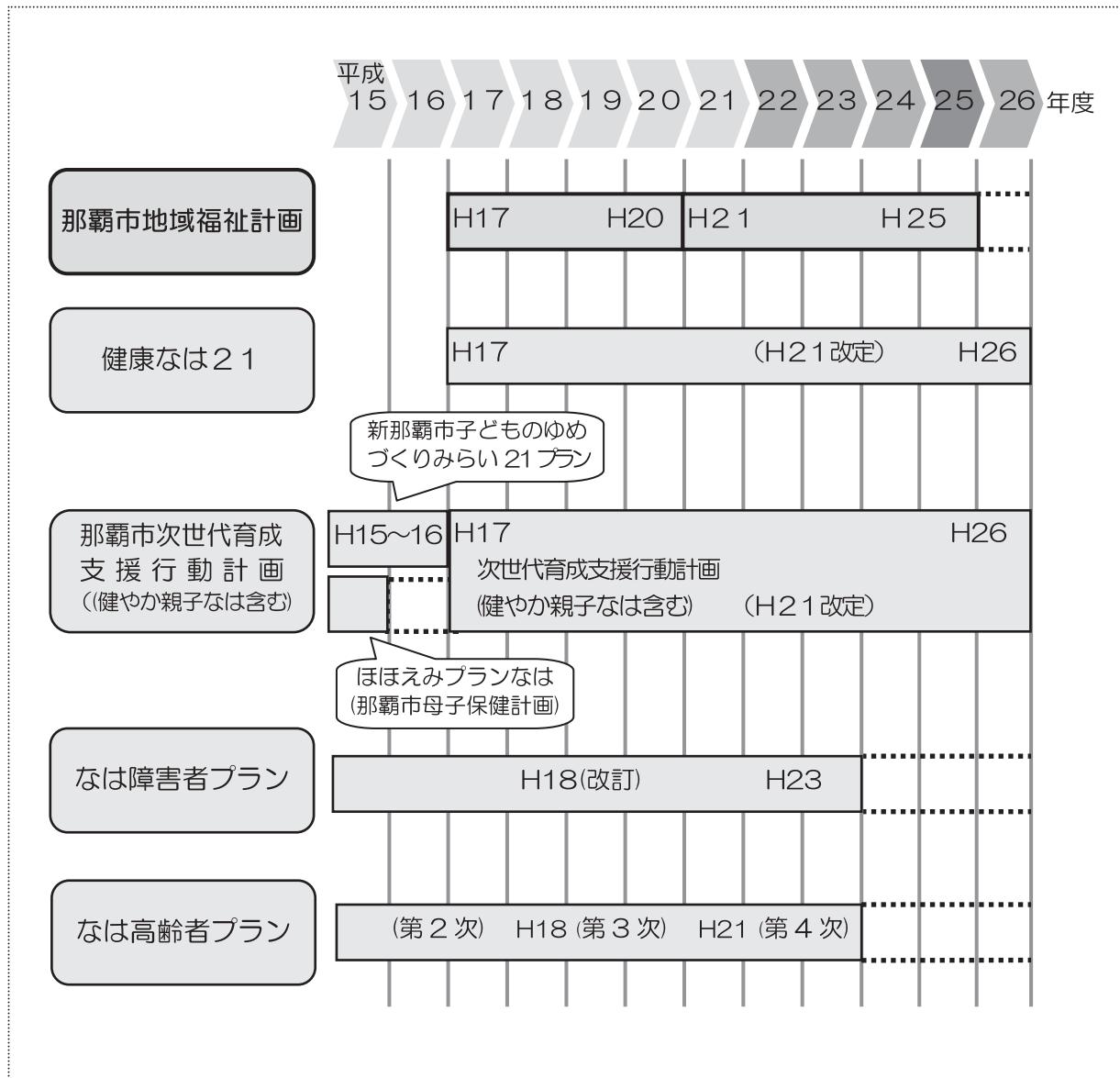
また、同じ地域福祉の施策をまとめた那覇市社会福祉協議会の強化発展計画との整合性を図っています。



◎「新 那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」と「健やか親子なは（那覇市母子保健計画）」が統合され、「那覇市次世代育成支援行動計画」になりました。

4 計画期間

計画期間は、平成21年度（2009年度）を初年度とした平成25年度（2013年度）までの5年間とします。福祉を取り巻く環境の変化が著しいこと、既存の計画との調整が必要であることを勘案し必要に応じて適宜見直すこととします。



5 計画の進捗管理

本計画の目標を達成するため、毎年の取り組み状況を確認し、進捗管理表（P39）により進捗管理を行うとともに、那覇市保健福祉医療審議会(地域福祉部会)に報告します。

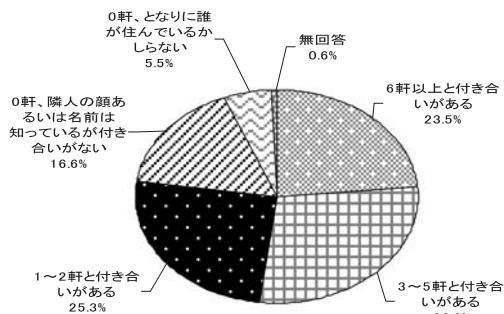
また、数字に表せない質的な評価は市民を交えて多角的に行います。

6 市民アンケート

平成20年度市民意識調査を実施しました。その中で那覇市地域福祉計画に関する項目のみ抜粋しました。

- あなたの家は、となり近所との付き合い(立ち話や挨拶も含む)がありますか。
次の中から1つだけお選びください。

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 6軒以上と付き合いがある | 2. 3~5軒と付き合いがある |
| 3. 1~2軒以上と付き合いがある | 4. 0軒 隣人の顔あるいは名前は知っているが付き合いがない |
| 5. 0軒 となりに誰が住んでいるか知らない | |

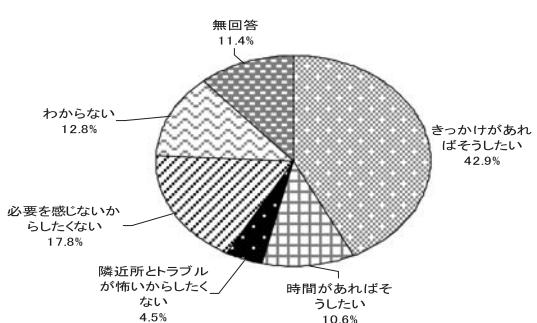


選択項目	回答数	%
6軒以上と付き合いがある	381	23.5
3~5軒と付き合いがある	464	28.6
1~2軒と付き合いがある	410	25.3
0軒、隣人の顔あるいは名前は知っているが付き合いがない	269	16.6
0軒、となりに誰が住んでいるか知らない	90	5.5
無回答	9	0.6
回答者数	1,623	100.0

3~5件と付き合っている割合が28.6%と最も多い

- 今後、となり近所とお付き合い(立ち話や挨拶も含む)したいと思いますか。次の中から1つだけお選びください。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. きっかけがあればそうしたい | 2. 時間があればそうしたい |
| 3. となり近所とトラブルが怖いからしたくない | 4. 必要を感じないからしたくない |
| 5. わからない | |

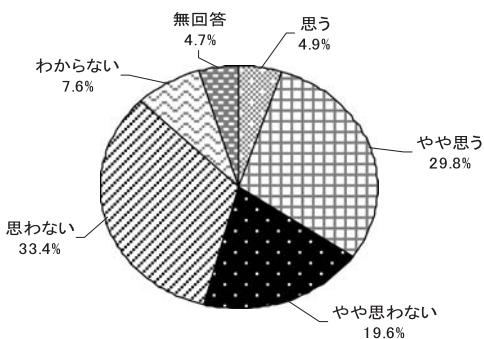


選択項目	回答数	%
きっかけがあればそうしたい	154	42.9
時間があればそうしたい	38	10.6
隣近所とトラブルが怖いからしたくない	16	4.5
必要を感じないからしたくない	64	17.8
わからない	46	12.8
無回答	41	11.4
回答者数	359	100.0

となり近所との付き合いを望む割合が53.5%と過半数を占める

- 那覇市内の道路や公園、建築物は高齢者や体の不自由な人たちが使いやすくなっている（バリアフリー化が進んでいる）と思いますか。

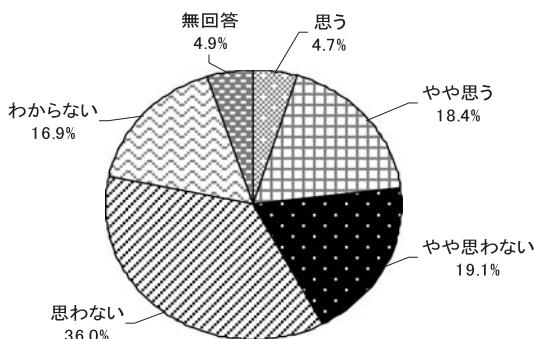
1. 思う 2. やや思う 3. やや思わない 4. わからない



バリアフリーに配慮されていると感じる人の割合は、「思う」が4.9%、「やや思う」が29.8%、合計34.7%となっている。

- あなたは、行政や民間相談機関、地域の人など「困ったときに助けてくれる（相談できる）と感じていますか。

1. 思う 2. やや思う 3. やや思わない 4. わからない



「困ったときに助けてくれるまちである」と感じている人の割合は、そう「思う」が4.7%、「やや思う」が18.4%、合計23.1%となっている。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『第4次那覇市総合計画』では「なはが好き！みんなで創ろう子どもの笑顔が輝くまち」を合言葉に、市民と行政が力を合わせて協働の取り組みをすすめていきます。そのために掲げた都市像のうち「地域力」「支え合い」「協働」「安心・安全」を共通キーワードに、第2次那覇市地域福祉計画の基本理念を次のとおり掲げます。

赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち ～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

平成20年度市民意識調査や関係団体のヒアリング、審議会(地域福祉部会)を行ってきた中で、地域の福祉課題を、児童・高齢者・障がい者のように対象者ごとに考えるのではなく、見守り・支え合い・子育て・介護・安心・安全といった、地域で暮らすすべての人に関わる共通のテーマをもとに考えました。

○赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち

子どももお年寄りも、障がいがあろうとなかろうと、男性であろうと女性であろうと、外国籍の人も、すべての市民がサービスの利用者であり、地域づくりの主体です。一人ひとりの個性を認め合い、個人の尊厳を守ることが大切です。また、地域の民生委員・児童委員、社会福祉事業者、ボランティア、自治会、NPOなども地域福祉の主体です。一人ひとりの想いが生かされ、いきいきとかがやき、ひともまちも活力にあふれゆたかになる・・・それが、私たち一人ひとりが創る「なは」の地域福祉の姿です。

○支え合い あんしん育む ゆいまーる

支えられている立場の人が、実は誰かを支える立場になっていることがあります。そういう「地域における支え合い」を確認し、互いに安心を育むことが大切です。また、ひとりで悩みを抱えている人や孤独感をもっている人などの声にも応えられるよう、地域において日常的にお互いが分かり合える関係を築いていくことが大切です。そうすることによって、たとえ災害等に直面したとしても地域の力を合わせて様々な困難を乗り越えることもできるでしょう。

「困ったことを相談できる近所の人がいる」「地域のみんなでさりげなく見守っている」そんな『普段着の福祉』から、だれにとっても健やかに安心して暮らせる地域へと発展する・・・そんなまちづくりを目指しています。

2 地域福祉を展開する上での視点

本市の地域福祉を展開する上での視点は、次のとおりです。これらの視点は、計画策定はもとより、地域福祉を推進する上での基本的な視点にもなります。

① 住民主体《わたしたちが》

健康も安心もそしてゆたかなまちも、だれかが与えてくれるものではありません。一人ひとりが地域の一員として、地域の様々な取組みに参画し、自ら選択・決定することによって、より望ましい自分を実現し、そしてよりゆたかな地域をつくることができます。

② 個人の尊重《一人ひとりを大切に》

子ども、障がい者、外国人など一人ひとりの個性を認め合い、それぞれの生き方を尊重することが大切です。そのため、住民のだれもが利用できるサービス、また参加したくなる活動をする必要があります。それが、個人の尊重やサービスの質の向上、地域活動のひろがりにつながります。

③ 協働《みんなで支え合って》

地域のあらゆる生活課題を解決するために、住民一人ひとりの力とともに、地域で活動する多様な人や組織（民生委員・児童委員、ボランティア団体、自治会、NPO、社会福祉協議会等の社会福祉事業者をはじめ医療機関、企業等の事業者、そして行政機関等）の交流が始まっています。今後これらの人や組織がそれぞれの役割を強化し、いっそう協働していくことが必要です。

④ 地域資源の活用《人材や資源の有効活用》

地域の多様な人材を発掘し育て、また地域にある既存の施設や組織等のあらゆる社会資源⁶を有効活用し、組み合わせていくことがゆたかなまちをつくり、次世代へつながっていきます。

⑤ 地域性《地域らしさを大切に》

住み慣れた地域で生涯ゆたかに暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に見合った活動やサービスのあり方を考える必要があります。この計画において“地域”とは小学校区を基本とし、その中の協力関係を前提としています。

⑥ 安心・安全《暮らしやすさを大切に》

災害、犯罪、事故など暮らしの中で生じる様々な不安や困りごとから解放されることを望んでいます。そのためには、地域の安全は地域で守るという意識が大切です。

⑦ 世代を超えた交流《赤ちゃんからお年寄りまで》

地域において、世代を超えた交流をもつことが重要です。子ども、おとな、高齢者が共に遊び、学び、教え合うことが活き活きとした地域づくりにつながっていきます。

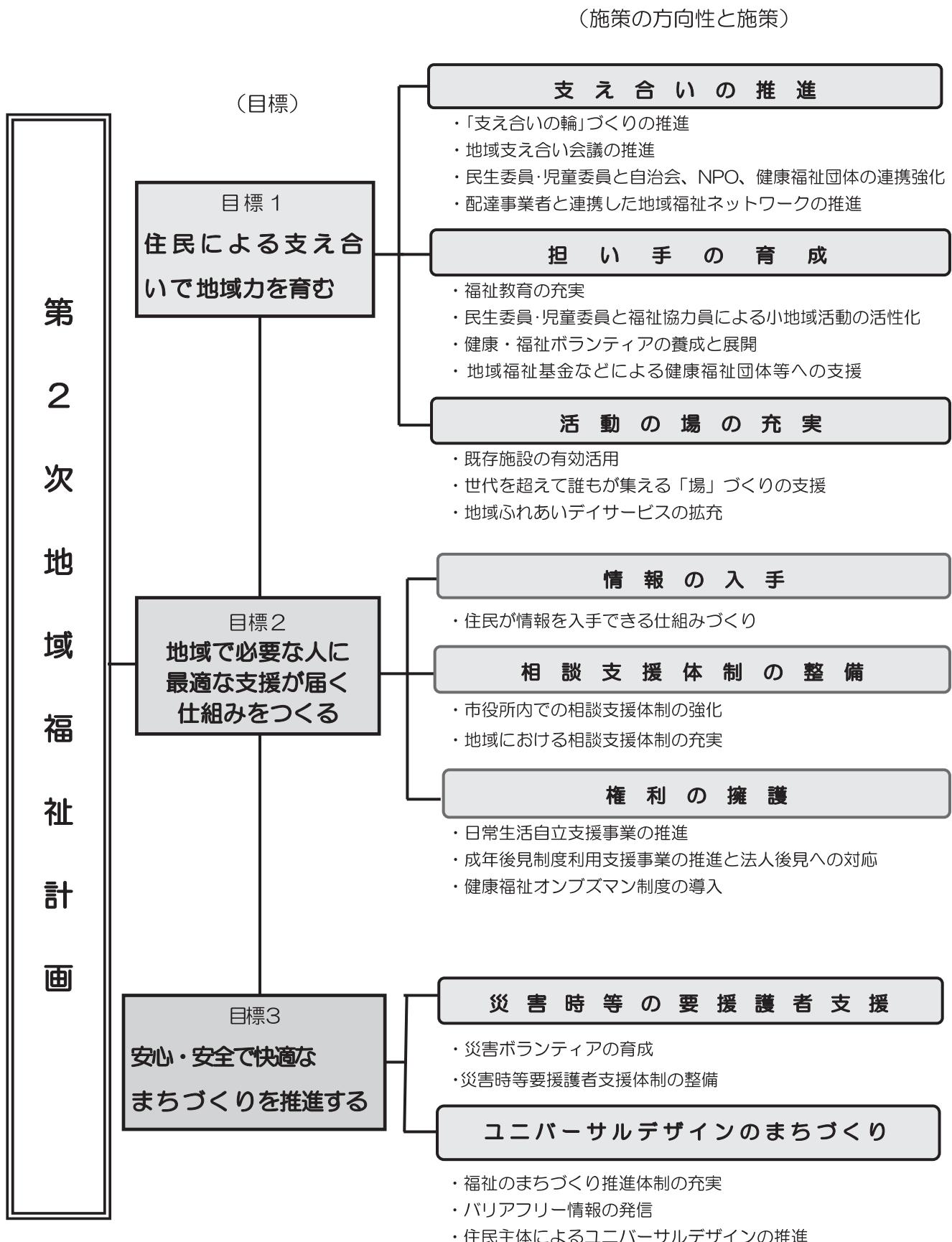
3 今回の改正のポイント

- 前計画では高齢者に偏りがちだった地域福祉の対象や担い手を「赤ちゃんからお年寄り」まで幅広い世代に拡げるという理念を打ち出しました。
- 前計画策定後の平成18年度に生じた介護保険制度改革、障害者自立支援法制定等との整合をとるための見直しをしました。
- 施策の実効性を高めるため取り組みを具体的に整理しました。特に「支え合いの推進」と「災害時要援護者支援体制の整備」については市民や関係者の関心が高いことから取り組みが多くなっています。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会という地域福祉を進める主体となる団体との協働に加え、自治会長会連合会の取り組みを含めて明記しました。
- 取り組みの進捗をチェックしやすいよう進捗管理表を示し、指標を明らかにしました。進捗管理は毎年、保健福祉医療審議会地域福祉部会で行い、数字に表せない質的な評価は市民を交えて多角的に行うことになりました。

なお、前計画に引き続き、地域福祉の主体が活動を行うまとまり（単位）を多くの市民が認識しやすい「小学校区」とします。これは那覇市高齢者保健福祉計画においては小圏域と位置づけられています。

本市では、36ある小学校区すべてで身近な相談ができ、制度の狭間で解決が困難な問題を抱えた市民が近隣住民や自治会、福祉協力員、民生委員といった支え合いの輪で悩みを解消できるような地域づくりを目指しています。現段階ではまだ遠い目標ではありますが、本計画においては、その条件整備をするためにコミュニティ推進モデル事業と並行して地域福祉の関係団体間の調整を進めていくこととしました。

4 施策の体系図



第3章 計画の目標と取り組み

目標 1

住民による支え合いで地域力を育む

地域の主人公は、住民一人ひとりです。
地域の課題を自ら解決する「地域力」を発揮できるのも住民一人ひとりです。
要援護者を支えるためには団塊の世代や 20 代 30 代の若い世代を含んだ幅広い世代の支え合いにより「地域力」を育むことがますます必要になっています。

「地域力」を育むために、日頃から住民が行っているさりげない支え合いや助け合いから、住民一人ひとりの“想い”や“力”を引き出し、住民等による多様な活動に活かします。

1-1 支え合いの推進

1-1-(1) 「支え合いの輪」づくりの推進

「支え合いの輪」づくりとは、支え合いマップから浮き彫りになる地域の様々な課題を解決するため、地域住民を中心に新たな支え合いを生み出していくことを表します。支え合いマップづくりから地域住民同士や地域関係者との顔がつながり、ゆるやかなネットワークが生まれ、このネットワークをもとに地域で支援が必要な当事者の課題を地域で解決が必要です。

本市では「支え合いの輪」づくりを進める上で「支え合いマップ」を重要な手法と位置付けています。

取り組み * 支え合いマップづくりと地域ネットワークづくり *

- **【那覇市民生委員児童委員連合会 ※以下那覇市民児連】**
民生委員・児童委員自身が支え合いマップを作成できるように、単位民生委員児童委員協議会ごとに支え合いマップ担当者の民生委員・児童委員を配置し、全市域で支え合いマップを普及するよう支援します。
- **【福祉政策課・那覇市社会福祉協議会 ※以下那覇市社協】**
支え合いマップ担当者である民生委員・児童委員への研修を行い、引き続き支え合いマップの利点・効果の周知に努めます。
- **【那覇市社協】**
民生委員・児童委員との支え合いマップづくりを通して子どもや子育て世代、高齢者等の友愛訪問活動や居場所づくりに繋げていきます。
- **【地域包括支援センター[地域相談センター] ⁷】**
支え合いマップづくりを通して、高齢者世帯とその家族についての情報を共有し、必要に応じ個別支援へつなげていきます。

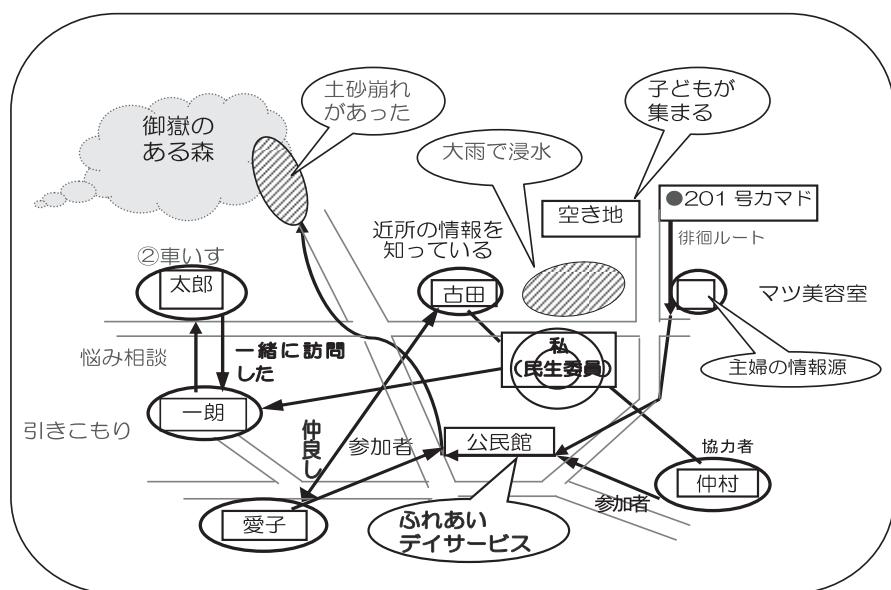
「支え合いマップ」とは

民生委員児童委員の担当地区の範囲で、「気になる場所」「気になる人」やその「気になる人に関わっている人」との関係を線でつなぎ、住民とのふれあいや日頃のような支え合いがあるかを記した地図のことです。対象範囲は50～100世帯が適当であるとされています。

支え合いマップを活用することで、これまで認識していなかった地域の支え合いや資源を発見できます。

地域の支え合いや資源（人や場所）を活用することで、民生委員・児童委員の活動の幅をひろげることができます。地域の支え合いによる解決を図ることで、地域の福祉力が高まることを目指します。

支え合いマップのイメージ図



民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は地域のみなさんの身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づき児童委員を兼務している無償のボランティアです。住民と行政関係機関をつなぐパイプ的な役割を持っています。

那覇市内には、各地域ごとに民生委員児童委員協議会が設置されており、必要に応じてお近くの民生委員・児童委員がご家庭を訪問し、生活や社会福祉（児童・老人・身体障害・母子・父子）についての相談や問題解決の支援にあたっています。



1-1-(2) 地域支え合い会議の推進

「支え合いの輪」だけでは解決困難な事案に対応するため、地域の専門家等を加えて協議する「地域支え合い会議」を開催し、支援が必要な当事者にとってよりよい解決策を見つけることが重要です。

取り組み * 住民主体の地域支え合い会議の開催 *

- 【福祉政策課・地域包括支援センター[地域相談センター]】

「住民による支え合いで地域力を育む」ため、住民が中心となる「地域支え合い会議」をすべての地域相談センター区域ごとに開催することを目指し、地域福祉ネットワークづくりを推進します。

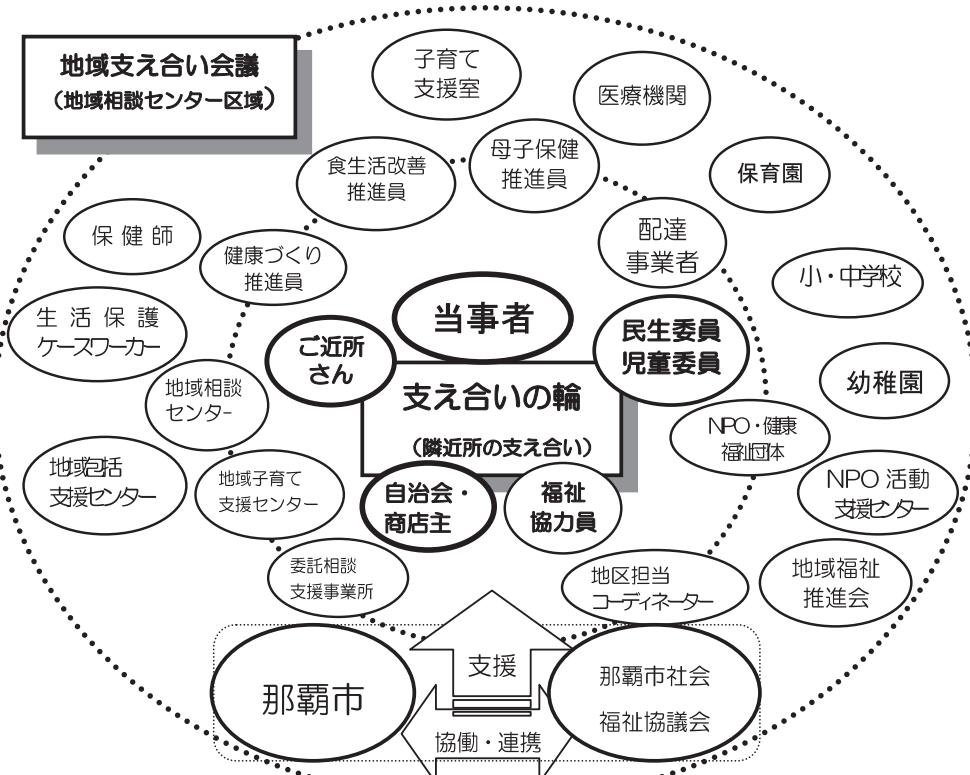
- 【那覇市社協】

地区担当コーディネーターを配置し、住民のニーズを地域の課題として解決するために、近隣住民、民生委員・児童委員、自治会、福祉相談専門機関などの関係者と協力関係を作っていきます。

【他関連各課・団体】

障がい福祉課・保護課・こども政策課・子育て応援課・こどもみらい課・健康推進課・中学校・各医療機関・NPO・健康福祉団体・福祉サービス事業所・配達業者・警察

地域支え合い会議のイメージ図



1-1-(3) 民生委員・児童委員と自治会、NPO⁸、健康福祉団体の連携強化

地域福祉活動において民生委員と自治会、NPO・健康福祉団体の連携は必要不可欠であるため、関係団体の連携強化が必要です。

取り組み * 小学校区を単位とした地域ネットワークづくり *

- 【市民協働推進課・福祉政策課・他関係各課】

平成22年度から「小学校区コミュニティモデル事業」を実施し、「校区まちづくり協議会⁹」をモデル的に設置します。小学校区を基本的な範囲として、民生委員・児童委員や自治会、NPO、地域相談センター、那覇市社協（地区担当コーディネーター）などの健康福祉団体・ボランティア、PTA、その他環境、防犯などの団体を緩やかに連携させていきます。

- 【那覇市民児連・福祉政策課】

16区域の単位民生委員児童委員協議会（下部地図参照）を小学校区に合わせて編成していきます。

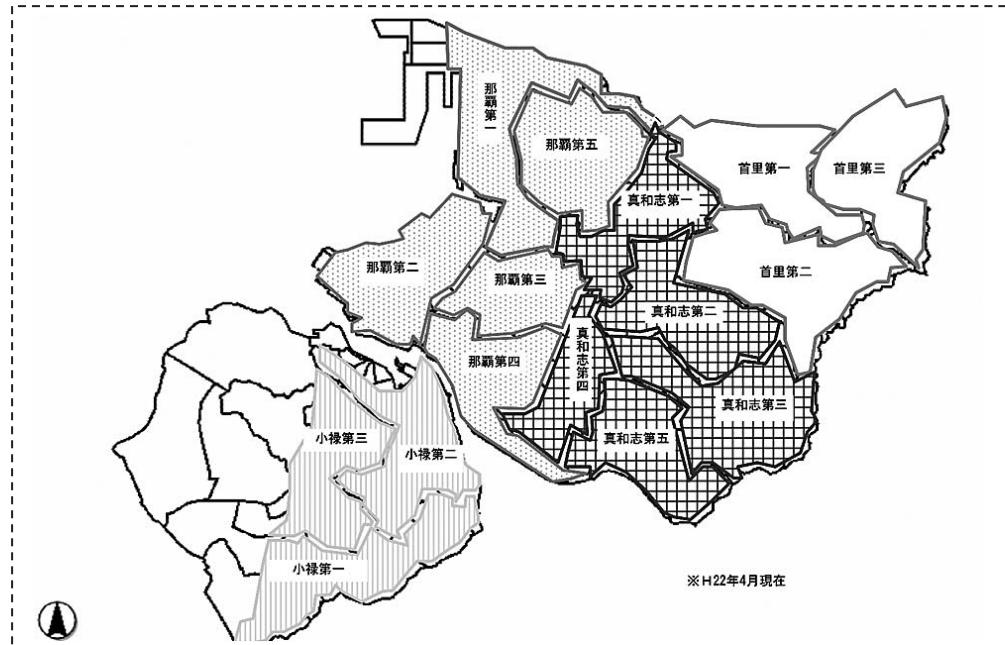
- 【那覇市民児連・那覇市自治長会連合会・福祉政策課・那覇市社協】

各地域に民生委員・児童委員推薦準備会を立ち上げることで、民生委員・児童委員の定数を確保し、連携強化に取り組みます。

【他関連各課・団体】

地域包括支援センター（地域相談センター）・健康推進課・こども政策課・こどもみらい課・子育て応援課・NPO・健康福祉団体

那覇市単位民児協会16区域



1-1-(4)配達事業者と連携した地域福祉ネットワークの推進

地域福祉ネットワークづくりを進める上で訪問事業者との連携が有効です。本市では地域で配達活動をしている事業者と連携し、見守り体制を作っていきます。

取り組み

* 配達業者も見守り活動に参加 *

- **【那覇市社協】**

新聞配達、乳酸菌飲料販売、置き薬販売等の戸別訪問を行っている事業者と連携して、健康に関するアドバイス、一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ運動等を開展します。

- **【ちゃーがんじゅう課】**

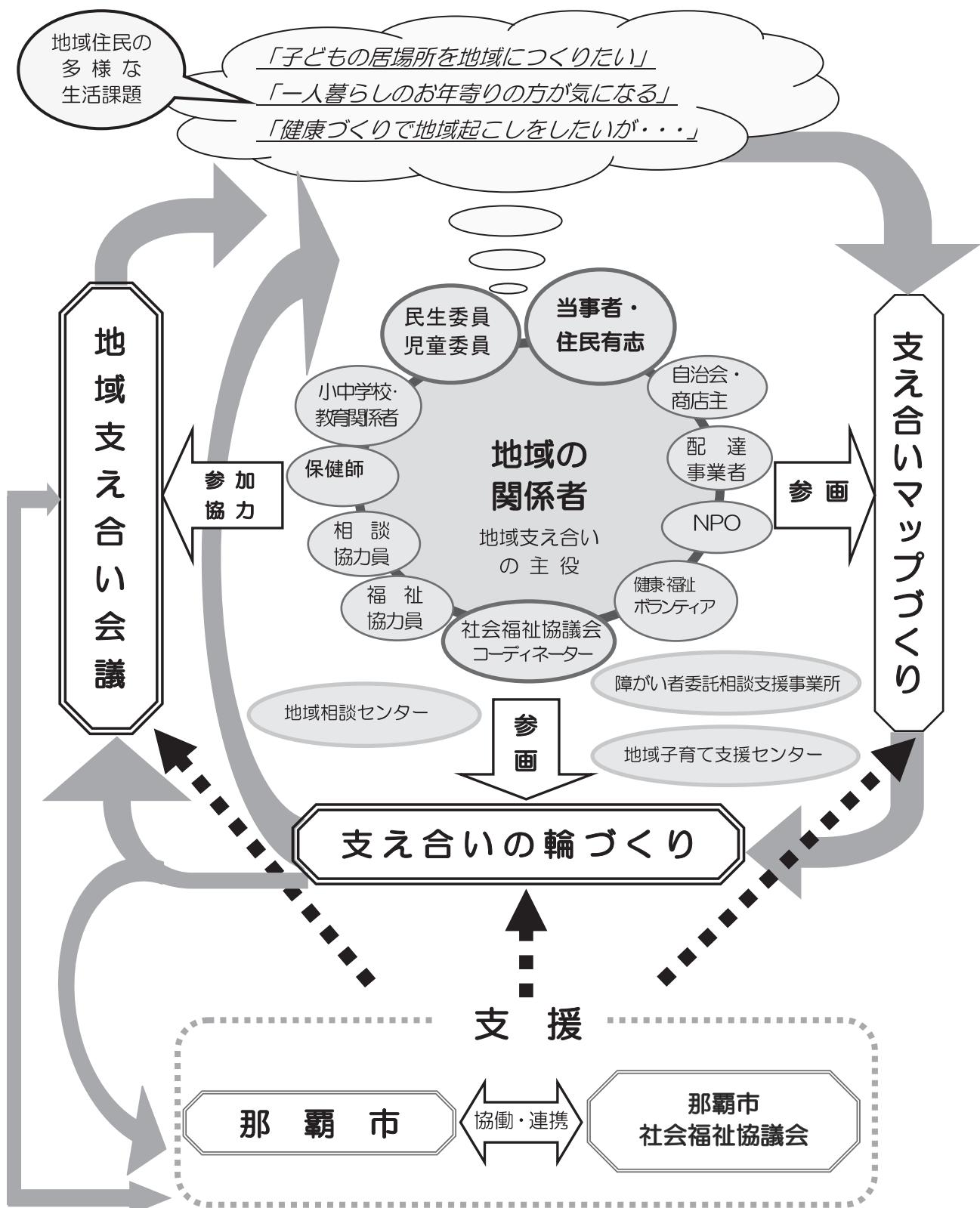
那覇市高齢者「食」の自立支援サービス事業で、「安否確認マニュアル」に沿って、委託事業所の配達員が高齢者宅へお弁当配達する際の安否確認を充実させていきます。

【他関連各課・団体】

福祉政策課



地域住民による支え合いの仕組み



1-2 担い手の育成

1-2-(1)福祉教育の充実

だれもが支援を必要とする当事者になり、また支援する担い手にもなることから、健康や福祉については、障がい者や高齢者等特定の人に関する特別な事柄としてではなく、だれもがよりよくゆたかに生きることとして捉え、身近な家庭や地域、学校、職場等との関わりの中で考えることが大切です。

取り組み

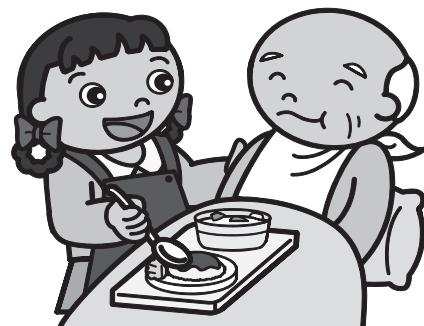
* 次世代を担う子どもたちへの福祉教育 *

- **【那覇市社協・小中学校】**

学校や施設、地域ふれあいデイサービス等を活用したジュニアボランティア¹⁰育成に取り組み、ボランティア活動に親しむきっかけづくりとします。

- **【福祉政策課・教育委員会学校教育課】**

地域の小中学生を対象に、障がい者や高齢者の疑似体験を主としたセミナー等を開催し、すべての人が共に生きることとは何だろうと自ら気づき考える機会を提供します。



1-2-(2) 民生委員・児童委員と福祉協力員による小地域活動の活性化

地域住民の細かな生活課題を拾い上げ、地域での解決を促進するためには、地域住民にとって身近な相談役である民生委員・児童委員の果たす役割がますます重要なっています。現実には民生委員・児童委員の担当する世帯は300世帯と多く、民生委員・児童委員を支援する仕組みづくりが必要です。

取り組み * 福祉協力者を民生委員・児童委員の協力者に *

- 【那覇市社協・福祉政策課】

地域で活動している人を福祉協力員として養成できるような研修を実施します。また、「支え合いマップ」づくりなどで見つけた地域で活動している協力者を福祉協力員とします。研修後は民生委員・児童委員の活動をサポートします。

【他関係各課・団体】

那覇市民児連

* 本市において、単身の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級 療育手帳Aランク）は約747人、要介護度3以上の高齢者は約1,893人、計2640人います。

（平成21年5月現在）

民生委員児童委員の定数459人で割ると、担当地区（300世帯）に約6人の要援護者がいることになります。よって、民生委員・児童委員担当地区に6人の福祉協力員を配置すると、福祉協力員の担当地区（50世帯）に1人の要援護者となります。



1-2-(3)健康・福祉ボランティアの養成と展開

地域福祉を進める上で、地域で活動する多くの協力者が必要となります。そのため、団塊の世代や元保健医療福祉関係者の方等が身近な相談ボランティアとして民生委員・児童委員と一緒に活動し、地域で抱える課題に自発的に取り組むことがことが重要です。

取り組み

* 地域で活動できるボランティアを養成 *

- 【那覇市社協】

ボランティアセンター¹¹にボランティアコーディネーターを置き、ボランティア活動の広報啓発、ボランティア団体の支援、各ボランティアの養成研修、登録ボランティアの調整・紹介を行います。

- 【各所管課】

下記の各種ボランティア活動を充実させるため、養成講座やスキルアップ、リーダー養成を実施し、地域での活動を支援します。

ボランティア名	所管課
健康づくり推進員 ¹²	健康推進課
食生活改善推進員 ¹³	
母子保健推進員 ¹⁴	
ジョブサポーター ¹⁵	障がい福祉課
手話通訳者 ¹⁶	
こころのボランティア ¹⁷	
認知症サポーター ¹⁸	ちゅーがんじゅう課
相談協力員 ¹⁹	地域包括支援センター（地域相談支援センター）
子育て応援ボランティア ²⁰	子育て応援課



1-2-(4) 地域福祉基金などによる健康福祉団体等への支援

「支え合いマップ」づくりで、様々な人々や団体が関わっている事がわかります。これらの人々が手を取り合うことにより、地域の支え合いが育まれ、地域力が高まる支援が必要です。

取り組み

* 地域福祉活動をしている団体への財政的支援 *

- **【福祉政策課・市民協働推進課】**

那覇市では「那覇市地域福祉基金助成事業²¹」「公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉（あけもどろ福祉）基金²²」および「NPO活動支援基金²³」において、健康福祉団体・ボランティア団体・NPO・自治会等、多様な団体の地域福祉活動に対する支援を行うことにより、地域力の向上に努めます。

1-3 活動の場の充実

1-3-(1)既存施設の有効活用

住民の支え合い活動や地域交流活動の拠点を確保することが課題となっています。そのため既存の公共施設や民間施設等の有効活用を推進する必要があります。

取り組み

* 活動拠点としての公共施設の活用 *

- **【市民協働推進課・教育委員会生涯学習課・市民課・行政経営課・他関係各課】**
地域にある市立公民館、地域学校連携施設²⁴、各支所などの公共施設について、市役所内のコミュニティ支援の役割を持つ組織の一元化を含め、だれでも気軽に地域コミュニティの拠点的な活用ができるように組織編成等を検討していきます。
- **【市民協働推進課】**
支所（首里、真和志）や庁舎については、コミュニティスペースを設置するなど施設の整備を検討します。
※（首里支所）（新庁舎）建て替え時、コミュニティスペースを設置予定。（真和志支所）B1Fに設置済。
- **【子育て応援課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課】**
児童館や老人福祉センター、障害者福祉センター等社会福祉施設は、地域福祉活動の拠点であり、住民のふれあいの場です。より多くの住民の方が活用できるように門戸を広げていきます。
- **【子育て応援課】**
子どもの安心・安全な居場所の確保のため、学校敷地内等への放課後児童クラブ室の設置を推進します。
- **【福祉政策課】**
那覇市総合福祉センターについては、福祉活動の拠点として、より多くの福祉団体や住民が活用できるよう利用申請の一元化等、より利用しやすい環境整備を検討します。

1-3-(2) 世代を超えて誰もが集える「場」づくりの支援

地域での高齢者、こども、障がい者、妊婦など、対象者ごとに集う居場所は増えてきました。地域で居場所づくりの活動などを展開している人やNPOなどの担い手も増えてきています。

しかし、異世代間で高齢者の介護の問題を話し合ったり子育てのノウハウを伝えていく交流の機会は十分ではありません。世代を超えて誰もが集える「場」づくりをより支援していくことが必要です。

取り組み * 居場所づくりに取り組んでいる人の支援 *

- **【こどもみらい課・こども政策課】**

子ども同士のふれあいや接し方を学ぶ場として、また親同士が気軽に集い、情報交換を行う場として、身近な地域に存在する保育所、幼稚園を活用していきます。

- **【那覇市社協】**

年齢や障がいの有無にとらわれず、また子育ての悩みを分かち合えるなど、誰でも参加し交流できる場所として、「ふれあい・いきいきサロン(居場所)²⁵」の開設と運営を支援していきます。

- **【福祉政策課・市民協働推進課】**

『世代を超えて誰もが集える「場」』を開拓する人のために、情報やノウハウの提供等で居場所づくりの支援を図っていきます。また、それに伴い「地域福祉基金」や「NPO活動支援基金」を活用し資金面の支援を行っていきます。

【他関連各課・団体】

ちゃーがんじゅう課（地域包括支援センター）・障がい福祉課・こども政策課・子育て応援課・こどもみらい課・総合青少年課

1-3-(3) 地域ふれあいデイサービスの拡充

多くの「地域ふれあいデイサービス」が開催されてきましたが、地域によって開催数に差があることや、運営に携わるボランティアの不足などの課題がでてきました。

より多くの地域で、高齢者が健康づくりや生きがいづくりに取り組むことができて、さらに「地域ふれあいデイサービス」を地域づくりの拠点の一つとして活用できる環境にすることが必要です。

取り組み * ふれあいデイサービスをさらに身近に *

- 【那覇市社協・ちゃーがんじゅう課】

「支え合いマップづくり」1-1-(1)を活用して「ふれあいデイサービス」候補地を見つけ開催地域を拡大するとともに、ボランティア参加数の充実を図っていきます。

- 【那覇市社協・ちゃーがんじゅう課】

サービスメニューが、歌や踊り、レク中心であり、利用者の大半が女性で男性数が少ないため、参加しやすいメニュー（健康体操）を提供します。



目標2

**地域で必要な人に最適な支援が
届く仕組みをつくる**

最適な支援や必要な情報が届くようにするために、地域で生活を支援する仕組みや住民と地域の福祉関係者とのネットワークをつくるとともに、行政と事業者の連携だけでなく住民の積極的参加を求め、健康や福祉に関する相談支援体制を確立し、各種サービスの質の向上を図ります。

2-1 情報の入手

2-1-(1)住民が情報を入手できる仕組みづくり

適切なサービスを利用するためには、福祉、健康、安全、その他行政や地域に関する情報について、より多くの住民等が入手または発信できることが必要です。

取り組み

* 様々な媒体を活用した情報のやりとり *

- **【秘書広報課・他関係各課】**

本市の持つラジオ、広報紙、ホームページなどの媒体を利用し、情報発信を更に充実させます。また、テレビ、新聞などマスコミとの連携を密にし、積極的な情報提供に努めます。コミュニティ放送での口こみ情報などを活用して地域の情報発信を働きかけます。

- **【総務課[市民防災室]・市民協働推進課・那覇市自治会長会連合会】**

防災行政無線を地域の情報発信にも活用するよう各課や自治会へ利用促進していきます。

- **【市民協働推進課・福祉政策課】**

市のホームページにおける健康福祉情報を充実させるとともに、インターネット上で相談や問い合わせが可能な電子相談システムの改善を図り、定期的に希望者へ健康・福祉・安全等の情報を配信する電子メールマガジンサービスを充実させます。

- **【福祉政策課・他関係各課】**

那覇市医師会、南部地区歯科医師会と連携し、病院受診する患者さんへ、個々に合わせた地域の相談窓口を案内するなど福祉情報を提供していきます。また、それぞれの会の広報誌等を通じて情報提供の協力を呼びかけていきます。

- **【那覇市社協】**

地域ボランティア活動など、地域の福祉団体が情報交換する場を提供します。

2-2 相談支援体制の整備

2-2-(1) 市役所内の相談支援体制の強化

住民一人ひとりが抱える悩みや生活課題は多岐にわたっています。また、厳しい経済状況からホームレス化する人も増えています。それらの当事者の立場に立って、個別の制度の利用のみならず様々なサービスや資源を組み合わせて総合的に対応する必要があります。そのため、適切なサービスに繋げられる仕組みづくりが大切です。

取り組み * スムーズな相談ができる市役所づくり *

- **【市民協働推進課・保護課[福祉相談室]・平和交流男女参画室（なは女性センター）・子育て応援課[子育て支援室]・他関係各課】**
多重債務、生活保護、虐待やDV（夫婦間・パートナー間の暴力）といった複雑な悩みを抱えた市民がいます。そのような悩みを抱えた市民を職員が率先して適切な窓口やサービスにつなげられる取組みを検討していきます。
- **【人事課・福祉政策課・こども政策課】**
健康福祉サービス全般の知識と意識の向上を図るために、職員研修を充実強化します。また、専門性を高めるため、今後も社会福祉士等の専門職を採用する取組みを行っていきます。
- **【地域包括支援センター[地域相談センター]・子育て応援課[子育て支援室]・障がい福祉課[委託相談支援事業所]】**
解決困難な事案に対応するために「地域ケア会議²⁶」「要保護児童対策地域協議会²⁷」「障がい者自立支援協議会²⁸」の活動を充実させていきます。
- **【障がい福祉課】**
専門コーディネーターを配置し、発達障がい者の支援をしていきます。
- **【健康推進課】**
保健師による生活習慣病、妊産婦の健康、乳幼児の育児、予防接種などの健康相談を今後も行っていきます。
- **【福祉政策課】**
ホームレスなど地域で暮らすことが困難な人に対し、ホームレス支援団体と連携して相談に対応していきます。

【他関係各課・団体】

保護課・ちゅーがんじゅう課・障がい福祉課・こどもみらい課・子育て応援課・納税課・国保長寿医療課・生涯学習課・学校教育課・市営住宅室

2-2-(2) 地域における相談支援体制の充実

市内には、地域相談センターをはじめとして、地域子育て支援センター、障がい者委託相談支援事業所など、それぞれ対象者ごとの拠点があり相談支援を行っています。相談内容が多岐にわたり複雑化しているため、それらに対応するため関係団体や地域との連携を深め、相談支援体制を充実することが重要です。

取り組み * 地域の相談窓口の活動充実 *

- **【こどもみらい課・子育て応援課】**

地域子育て支援センター、つどいの広場や育児支援訪問事業をおいて、専門的な観点から子育て相談・指導を行います。

- **【地域包括支援センター【地域相談センター】】**

地域相談センターにおいて、民生委員・児童委員とともに高齢者およびその家族の相談に対応していきます。

- **【障がい福祉課【委託相談支援事業所】】**

委託相談支援事業所は地域の中で問題を抱えた障がい者の相談に対応し、様々なサービスにつなげていきます。

- **【健康推進課【市保健センター】】**

保健センター、北保健センターにおいて、保健師等による乳幼児から高齢者まですべての市民が健康で生き生きと過ごすための健康相談や健康づくりのお手伝い、また臨床心理士によるストレス解消等のこころの健康相談を今後も行っています。

その他、必要に応じて保健師や助産師が家庭を訪問し、妊婦や育児の相談、生活習慣病の予防などの保健相談・指導を行います。

- **【那霸市社協】**

ふれあい福祉相談室にて一般相談及び司法書士による法律相談を行います。

目標
1 第3章
目標
2 計画の目標と取り組み
目標
3

【他関連各課・団体】

保護課・納税課・国保長寿医療課・生涯学習課・学校教育課・市営住宅室・沖縄弁護士会・沖縄県司法書士会・ホームレス支援団体

2-3 権利の擁護

2-3-(1)日常生活自立支援事業²⁹(地域福祉権利擁護事業)の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、福祉サービスを適切に利用できることが重要です。

取り組み * 日常生活自立支援事業の待機者解消 *

- 【南部地域福祉権利擁護センター《那覇市社協内》】

日常生活自立支援事業を関係機関と連携し、待機者解消を図ります。

【他関係各課・団体】 福祉政策課・保護課

2-3-(2)成年後見制度利用支援事業³⁰の推進と法人後見への対応

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方を擁護することが不可欠です。

取り組み * 成年後見制度の周知拡大と法人後見の実施 *

- 【ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・福祉政策課】

「成年後見制度」の周知に努めるとともに、福祉サービスを利用しており「成年後見制度」を申し立てる親族がいないため利用できない人に対しては、市長が親族に代わって後見人等の申し立てを行い、申立て費用や後見人等の報酬の利用を支援する「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用の促進を図ります。

- 【那覇市社協・福祉政策課】

法人後見事業³¹を開始し、関係機関との連携、運営体制について整えます。

2-3-(3)健康福祉オンブズマン制度の導入

福祉に関するオンブズマン活動をしているNPO等と協働しながら、健康福祉サービスの対象者や利用者の権利を擁護することが重要です。そのためには「健康福祉オンブズマン制度」の導入が必要です。

取り組み

健康福祉オンブズマン制度の導入

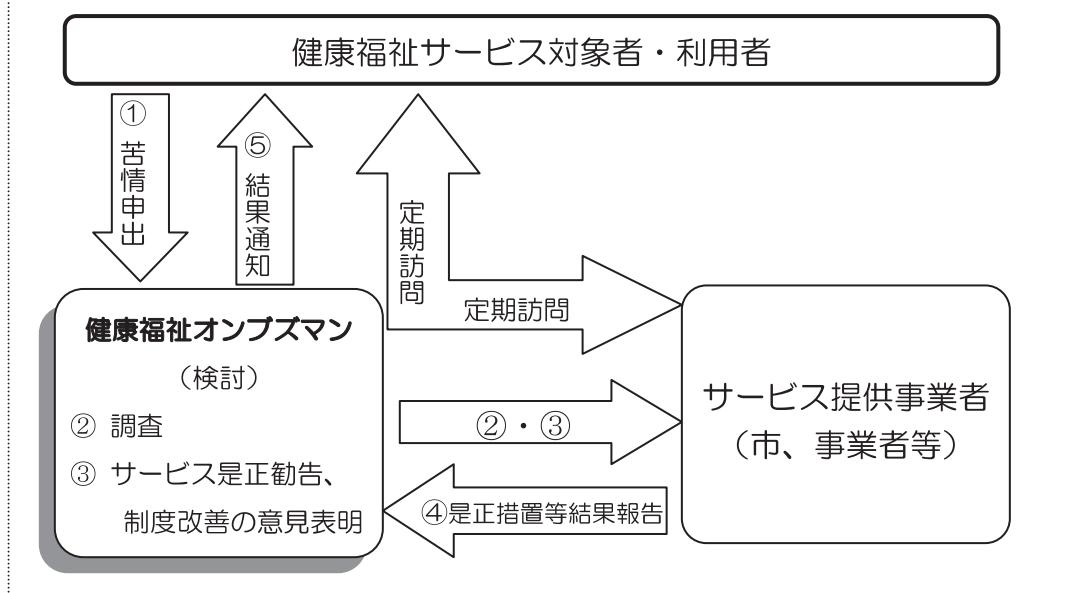
- 【福祉政策課】

施設などを訪問し利用者の声を聞くために、「健康福祉オンブズマン制度」の導入を検討していきます。

【他関係各課・団体】

ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・保護課・こども政策課・こどもみらい課・子育て応援課

那覇市健康福祉オンブズマン制度のイメージ図



健康福祉オンブズマン制度とは

住民の利益を守るため、市や事業者が提供する健康福祉サービスに関する苦情や不満を受け付けて、公正かつ中立な立場で住民に代わって調査し、必要な場合は市や事業者等のサービス提供事業者にサービス内容のはは正を勧告し、制度改善のための意見表明を行う制度です。

目標3

安心・安全で快適なまちづくりを 推進する

災害時等における要援護者の安否確認や救助等が円滑に行えるように、住民、事業者、行政、その他関係組織が連携して支援対策に取り組み、安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、年齢、性別、障がい、国籍といった人それぞれの特性や違いを超えて、すべての人にとって利用しやすく安全で快適なまちづくり等をめざす「ユニバーサルデザイン」の視点で、生活環境の向上を目指します。

3-1 災害時等の要援護者支援

3-1-(1) 災害ボランティアの育成

災害時等における被災者・被災地支援にはボランティアの協力が必要です。

取り組み

* 災害ボランティアの研修と結成 *

- **【那覇市社協】**

那覇市社会福祉協議会は「那覇市地域防災計画」に基づき、一般市民のボランティアの育成と専門職によるボランティアの登録を促進し、災害時等における研修等を開催します。

- **【総務課[市民防災室]】**

「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づいて地域住民や自治会等が自発的につくる「自主防災組織³²」の結成を支援します。

【他関連課・団体】

消防本部予防課・福祉政策課

目標
1 第3章
目標
2 計画の目標と取り組み
目標
3



3-1-(2) 災害時等要援護者³³支援体制の整備

災害等の緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげるために、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、日頃から対象者として把握していく体制を整えていくことが必要です。

取り組み

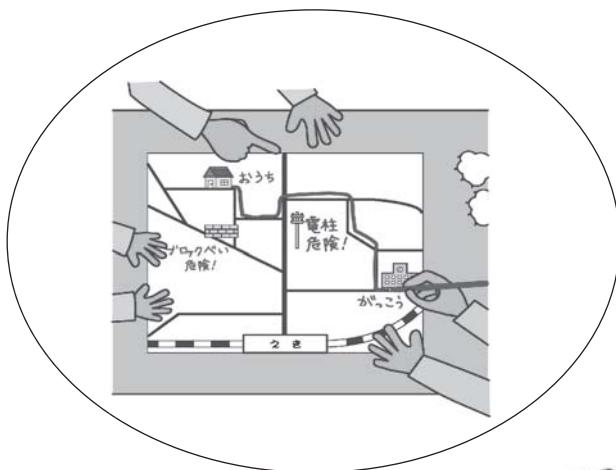
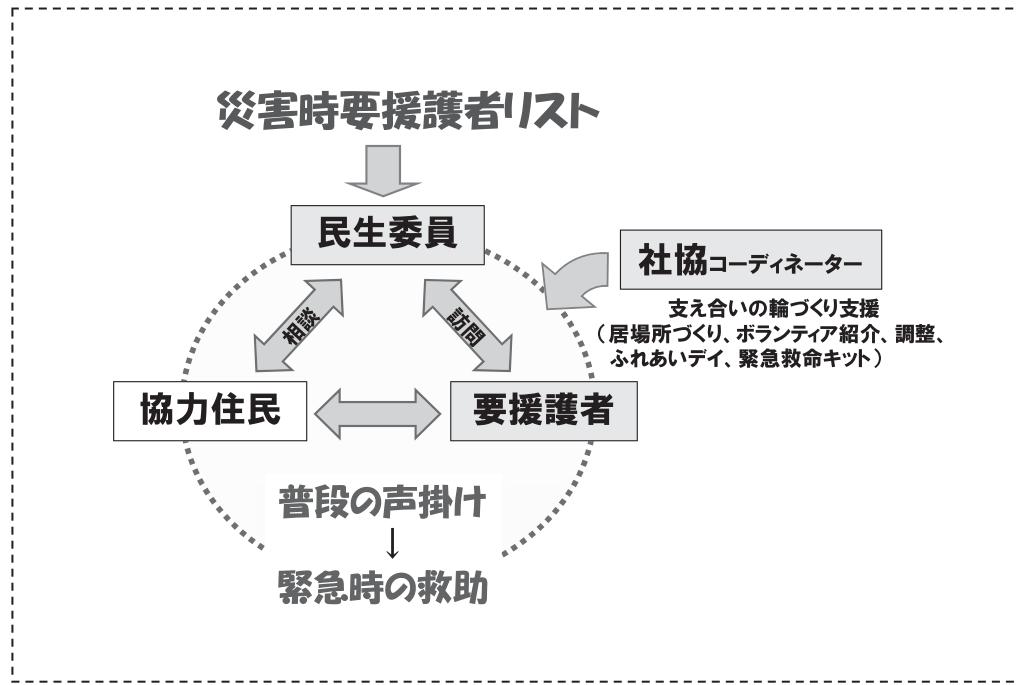
* 災害時一人も見逃さない体制づくり *

- 【地域包括支援センター[地域相談センター]・消防本部指令情報課】
「災害時支援者リスト³⁴」を充実させていきます。また、「災害ユイマール登録制度³⁵」の利用促進を図っていきます。
- 【福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・保護課・総務課[市民防災室]・他関係各課】
緊急時や災害時等の要援護者の支援体制を強化するために、市役所内の機関において要援護者の情報の共有を進め、また外部に個人情報を提供するときの取扱ルールを確立していきます。
- 【福祉政策課・那覇市民児連・那覇市社協】
「災害時一人も見逃さない運動³⁶」に連動し、民生委員が友愛訪問により協力者を見つけ出していくします。
- 【那覇市社協・福祉政策課・総務課[市民防災室]・消防本部・市民協働推進課・他関係各課】
上記の協力者の中から、日頃から見守りができる住民ボランティアリーダーの養成を行い、災害や急病などの緊急時に要援護者の安全を確保するために、関係機関を含めた「災害救援ボランティア推進会議³⁷」を組織して地域ごとの避難訓練などいざというときの備えができるよう働きかけていきます。
- 【福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・健康推進課・子育て応援課[児童館]・総務課[市民防災室]】
災害時等に介護を要する要支援者が安心して避難ができる場が必要です。そのため使いやすいトイレがあり、適切な介助が可能な福祉施設を福祉避難所³⁸として指定していきます。

【他関連課・団体】

那覇市自治会長会議連合会・各障がい者団体・日本赤十字社沖縄県支部

災害時等要援護者支援体制のイメージ図



第3章 計画の目標と取り組み

目標 1
目標 2
目標 3
目標 4

3-2 ユニバーサルデザイン³⁹のまちづくり

3-2-（1）福祉のまちづくり推進体制の充実

福祉のまちづくりに向けての普及啓発事業を広く推進するためには、地域のなかで市民や事業者等との協働により取り組んでいく必要があります。

取り組み

* 福祉のまちづくり推進員活動の充実と活用 *

- **【福祉政策課・教育委員会学校教育課】**

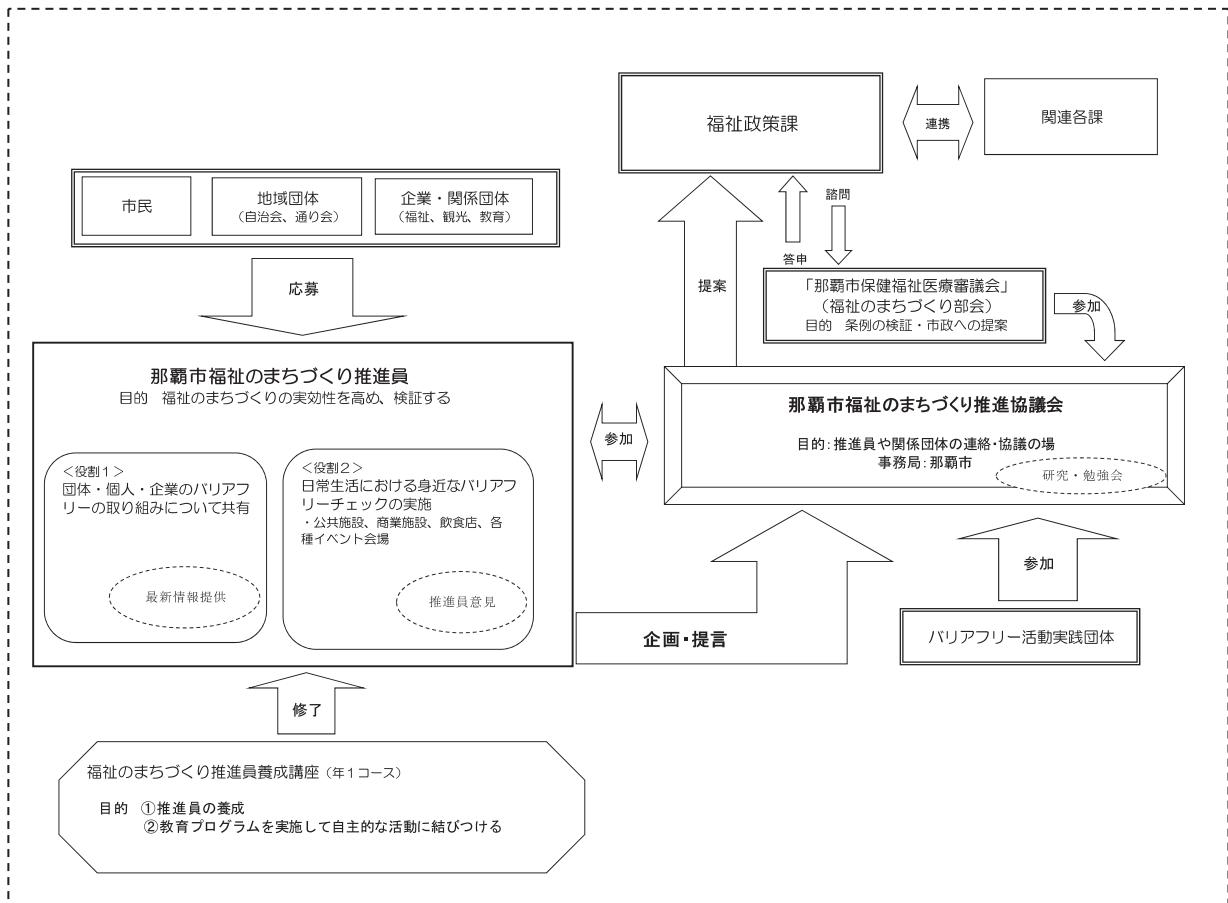
市民や事業者等へ啓発を図っていくための先導的役割を果たす福祉のまちづくり推進員（以下、推進員）を中心に活動を充実させていきます。推進員との協働により、市民や事業者対象の講演会やシンポジウムを開催し、地域に根差した啓発活動を進めています。

- **【福祉政策課】**

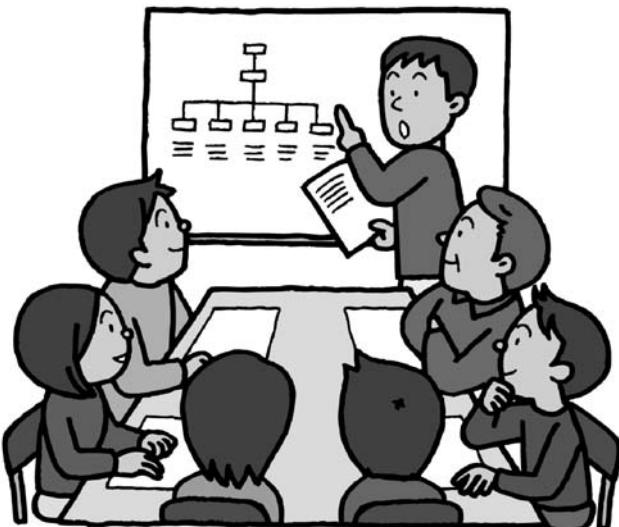
福祉のまちづくりの推進組織として、障がい当事者、建設関係者、事業者等を含めた「推進協議会（仮称）」をつくり、推進員を中心に、国際通りの多目的トイレ設置推進などの独自の企画を立て、事業に関する提言や活動を行うことを目指します。



那覇市の福祉のまちづくり推進イメージ図



目標
1 第3章
目標
2 計画の目標と取り組み
目標
3



3-2- (2) バリアフリー情報の発信

すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、建築物等のバリアフリー化と同時に、情報発信により高齢者や障がい者などが抱える困難の理解・協力を深める「心のバリアフリー」の普及が必要です。

取り組み

* バリアフリー情報の調査と発信 *

● 【福祉政策課】

市内各施設のバリアフリー状況について実地調査を行い、調査結果を「なはバリアフリー情報マップ」としてインターネット上で公開します。施設のバリアフリー状況や受け入れ時の対応等の情報を提供し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進します。

なはバリアフリー情報マップ画面



(ホームページアドレス) <http://www.gis.city.naha.okinawa.jp/welmap/index.html>



3-2- (3) 住民主体によるユニバーサルデザインの推進

多数の方が利用する施設等について、建設時に障がい当事者の意見を聞く機会を設けるなどの配慮が広がり、誰もが利用しやすい施設及びソフト面での対応が増えることが必要です。

取り組み

* 高齢者・障がい当事者の視点に立つ *

- **【福祉政策課・他関係各課】**

公共施設建設時には、建設関係課と連携して、障がい当事者の意見を聞く機会を設けるなどの取り組みを推進します。

- **【福祉政策課・人事課[職員研修所]】**

公共施設や市内の様々な店舗においてすべての人にやさしいサービスが広まり、高齢者や障がい者等の視点に立ってサービスができるよう、市民、事業者及び市職員対象のサービス介助セミナー⁴⁰ 等の研修会を開催します。

【他関連各課・団体】

建築指導課・建設企画課・建築工事課

「那覇市福祉のまちづくり条例」のこれまでの経緯

本市では、平成 12 年に高齢者、障がい者等を含む全ての市民が生きがいのある豊かな生活を送ることができる明るい住みよい社会を実現するために、地域の特性を生かした「福祉のまちづくり条例」（以下「市条例」という。）を制定しました。

平成 18 年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」（以下「県条例」という。）が改正され、また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されたのを受け、市条例の改正内容について審議会等で検討を重ねた結果、建築物等の整備基準は県条例の適用を受けることとし、機器、サービス等の努力基準及び特定事業の努力基準をはじめ、心のバリアフリーの啓発や学習及び研修の充実等、ソフト事業の充実を図る内容に改正することとしました。改正「那覇市福祉のまちづくり条例」は、平成 21 年 1 月 1 日付施行しています。

進捗管理表1

目標	方向性	施策	取り組みを計画するに至った理由	取り組み	指標	担当課・団体
支援 合い の 推進	1-1-(1) 「支え合いの輪」づくりの推進	「支え合いマップづくり」から地域住民同士や地域関係者との顔がつながり、ゆるやかなネットワークが生まれることが期待されているため	単位民児協ごとに支え合いマップ担当者を配置	全民児協に配置	那覇市民児連	
			支え合いマップ担当者への研修	全民児協担当者への研修	福祉政策課 那覇市社協	
		ネットワークをもとに支援が必要な当事者の課題を地域で解決することが期待されているため	支え合いマップづくりを通して友愛訪問や居場所づくりへ繋げる	友愛訪問開始	那覇市社協	
			支え合いマップづくりを通して個別支援へ繋げる	全地域相談センターでのマップづくりの実施	地域包括支援センター[地域相談センター]	
	1-1-(2) 地域支え合い会議の推進	「支え合いの輪」づくりだけでは解決困難な事例に対応するため、地域の専門家等を加えて協議することが期待されているため	地域相談センター区域ごとの地域福祉ネットワークづくりの推進	全地域相談センターでの支え合い会議実施	福祉政策課 地域包括支援センター[地域相談センター]	
			地区担当コーディネーターの配置	全行政区に設置	那覇市社協	
	1-1-(3) 民生委員・児童委員と自治会、NPO、健康福祉団体の連携強化	地域福祉活動において民生委員・児童委員と自治会、NPO、地域相談センター、那覇市社協などの健康福祉団体の連携が必要不可欠であるため	小学校区コミュニティモデル事業の実施	校区まちづくり協議会の設置	市民協働推進課 福祉政策課 他関係各課	
			16区域の単位民児協を小学校区へ編成	編成作業の開始	那覇市民児連 福祉政策課	
			民生委員・児童委員推薦準備会の立ち上げ	欠員区での民生委員・児童委員推薦準備会の設置	那覇市民児連 那覇市自治会長会連合会 福祉政策課 那覇市社協	
	1-1-(4) 配達事業者と連携した地域福祉ネットワークの推進	地域ネットワークには配達事業者と連携した声かけや見守りが必要不可欠なため	配達事業者と連携した見守り、声かけ運動	新聞配達員を福祉協力員に認定	那覇市社協	
			那覇市高齢者「食」の自立支援サービス事業での安否確認	前年度比件数増	ちゃーがんじゅう課	
住民による支え合いで地域力を育む	1-2-(1) 福祉教育の充実	身近な家庭や地域・学校、職場との関わりのなかで健康や福祉を考える力をつけるため	ジュニアボランティアの育成	育成人数	那覇市社協 小中学校	
			市内小中学生への疑似体験等セミナーの実施	セミナーの実施	福祉政策課 教)学校教育課	
	1-2-(2) 民生委員・児童委員と福祉協力員による小地域活動の活性化	民生委員・児童委員1人につき6人の福祉協力員を配置すると理想的な支援体制ができるため	福祉協力者への「福祉協力員」養成講座を実施し、民生委員の活動をサポート	養成講座の実施	那覇市社協 福祉政策課	
			ボランティアコーディネーターの設置	コーディネーターの設置	那覇市社協	
	1-2-(3) 健康・福祉ボランティアの養成と展開	団塊の世代や元保健福祉医療関係者の方等を身近な相談ボランティアとして活用し、民生委員・児童委員とともに地域での展開を図るため	「健康づくり推進員」「食生活改善推進員」「母子保健推進員」の養成	養成講座やスキルアップ、リーダー養成の実施	健康推進課	
			「ジョブサポーター」「手話通訳者」「こころのボランティア」の養成		障がい福祉課	
			「認知症サポーター」の養成		ちゃーがんじゅう課	
			「相談協力員」の養成		地域包括支援センター[地域相談センター]	
			「子育て応援ボランティア」の養成		子育て応援課	
			「地域福祉基金」「源河基金」「NPO活動支援基金」による福祉団体への助成		福祉政策課 市民協働推進課	
	1-3-(1) 既存施設の有効活用	既存の公共施設や民間施設等を地域交流活動の拠点として有効に活用するため	市役所内のコミュニティ支援の役割を持つ組織の一元化を含めた検討	一元化を含めた検討	市民協働推進課 教)生涯学習課 市民課 行政経営課 他関係各課	
			支所や庁舎におけるコミュニティースペース整備の検討	コミュニティースペースの設置の検討	市民協働推進課	
			児童館や老人福祉センター、障害者福祉センター等社会福祉施設における利用者層の拡大	利用者の増	子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課	
			学校敷地内等への放課後児童クラブ室の設置	設置の拡大	子育て応援課	
			那覇市総合福祉センターの利用者拡大のための環境整備	利用者数の拡大	福祉政策課	
		1-3-(2) 世代を超えて誰もが集まる「場」づくりの支援	こども同士、親同士の情報交換の場として活用するため	地域に存在する保育所・幼稚園の活用	開放数の拡大	こどもみらい課 こども政策課
			こどもからお年寄りまで対象者を選ばない居場所づくりを支援するため	「ふれあい・いきいきサロン(居場所)」の開設・運営支援	開設数の増	那覇市社協
			「場」づくりを財政面・信用面から支援するため	「場」づくりにつながる情報やノウハウの提供および「地域福祉基金」「NPO活動支援基金」の活用	場づくりのための基金活用件数	福祉政策課 市民協働推進課
	1-3-(3) 地域ふれあいデイサービスの拡充	高齢者の健康づくりや生きがいづくり支援のため	地域ふれあいデイサービスの開催地域拡充	開設地域の増	那覇市社協 ちゃーがんじゅう課	
			男性層を呼び込むためのメニューづくり	男性の利用数増	那覇市社協 ちゃーがんじゅう課	

進捗管理表2

目標	方向性	施策	取り組みを計画するに至った理由	取り組み	指標	担当課・団体
地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる	情報の入手	2-1-(1) 住民が情報を入手できる仕組みづくり	住民が適切なサービスを利用するため、福祉、健康、安全、その他行政や地域に関する情報について、入手または発信できることが必要なため	ラジオ、広報誌、ホームページ等による情報発信の充実	コミュニティー放送活用	秘書広報課 他関係各課
				テレビ、新聞などマスコミとの連携		
				コミュニティ放送などロコミ情報の活用		
				防災行政無線を活用した地域の情報発信	利用団体の拡大	総務課[市民防災室] 市民協働推進課 市自治会長会連合会
				電子相談システムや電子メールマガジンの充実	電子相談の件数	市民協働推進課 福祉政策課
				医師会、歯科医師会と連携した地域の福祉情報の提供	パンフレットの配布	福祉政策課 他関係各課
	相談支援体制の整備	2-2-(1) 市役所内での相談支援体制の強化	住民の悩みや生活課題について当事者の立場に立って、様々なサービスや資源を組み合わせて総合的に対応する必要があるため	ボランティア団体など地域の福祉団体が情報交換する場の提供	ボランティアサロンの利用件数	那覇市社協
				適切な窓口案内やサービスへつなげられる取り組みの検討	取り組みの検討	市民協働推進課 保護課[福祉相談室] 平和交流男女参画室[なは女性センター] 子育て応援課[子育て支援室] 他関係各課
権利の擁護	2-2-(2) 地域における相談支援体制の充実	地域における相談支援体制の充実	専門的な観点から子育て相談・指導をおこなう必要があるため	健康福祉サービス全般における職員研修の充実強化と専門性向上のための社会福祉士等採用	研修の実施回数	人事課 福祉政策課 こども政策課
				「地域ケア会議」「(那覇市)要保護児童対策地域協議会」「(那覇市)障がい者自立支援協議会」の活動充実	各種会議の開催	地域包括支援センター[地域相談センター] 子育て応援課[子育て支援室] 障がい福祉課[委託相談支援事業所]
				コーディネーターの配置による発達障がい者の支援	コーディネーター配置	障がい福祉課
				保健師による健康相談	相談件数	健康推進課
				地域で暮らすことが困難なホームレス等に対応するため	ホームレス支援団体と連携したホームレス相談の対応	相談件数
	2-3-(1) 日常生活自立支援事業(権利擁護)の推進	2-3-(2) 成年後見制度利用支援事業の推進と法人後見への対応	相談内容が複雑多岐にわたっているため関係団体や地域との連携を深め、相談支援体制を充実させるため	地域子育て支援センター、つどいの広場、育児相談支援訪問事業の充実	取り組み数	こどもみらい課 子育て応援課
				地域相談センターにおける民生委員・児童委員と協力した高齢者およびその家族の相談対応	相談件数増	地域包括支援センター[地域相談センター]
				地域の中で問題を抱えた障がい者への相談対応		障がい福祉課[委託相談支援事業所]
				保健センター、北保健センターでの健康相談、訪問指導		健康推進課[保健センター、北保健センター]
				ふれあい相談室における一般相談及び法律相談		那覇市社協
	2-3-(3) 健康福祉オンブズマン制度の導入	2-3-(1) 日常生活自立支援事業(権利擁護)の推進	判断能力が不十分な人が、福祉サービスを適切に利用できるようにするため	日常生活自立支援事業(権利擁護)の待機者解消	待機者数の減	南部地域福祉権利擁護センター《那覇市社協内》
				成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進	市長申立の件数	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 福祉政策課
				法人後見事業の実施と運営体制の整備	法人後見の実施	那覇市社協 福祉政策課
安心・安全で快適なまちづくりを推進する	災害時等の要援護者支援	3-1-(1) 災害ボランティアの育成	災害時等はボランティアの協力が必要不可欠なため	一般ボランティア、専門ボランティアの登録促進と研修実施	ボランティア登録件数の増	那覇市社協
				自主防災組織の充実	自主防災組織の増	総務課[市民防災室]
		3-1-(2) 災害時等要援護者支援体制の整備	災害等、緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげるために、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、日頃から対象者として把握していく体制を整える必要があるため	災害時支援者リストの充実	災害時支援者リストの提供	地域包括支援センター[地域相談センター]
				災害ユイマール登録制度の利用促進	登録件数の増	消防本部指令情報課
				災害時要援護者の情報共有、個人情報取扱のルールづくり	個人情報の取扱ルールの策定	福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 保護課 総務課[市民防災室] 他関係各課
				「災害時一人も見逃さない運動」に連動した協力者づくり	協力者数の増	福祉政策課 那覇市民児連 那覇市社協
	ユニバーサルデザイン	3-2-(1) 福祉のまちづくりの推進体制の充実	福祉のまちづくりに向けての普及啓発を推進するため	災害時に応える住民ボランティアリーダーの養成	ボランティアリーダーの養成数	那覇市社協 福祉政策課 総務課[市民防災室] 消防本部 市民協働推進課 他関係各課
				福祉避難所の指定	福祉避難所の指定	福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 健康推進課 子育て応援課[児童館] 総務課[市民防災室]
	3-2-(2) バリアフリー情報の発信	3-2-(1) 福祉のまちづくりの推進体制の充実	建築物のバリアフリー化と心のバリアフリーの普及啓発のため	市民や事業者対象の講演会、シンポジウム等の開催	講演会、シンポジウム等の開催	福祉政策課
				推進協議会(仮称)の設置	推進協議会(仮称)の設置	福祉政策課
		3-2-(3) 住民主体によるユニバーサルデザインの推進	建設前の当事者による広聴や研修会の開催によってユニバーサルデザインを推進するため	バリアフリー情報マップの充実	22年度中に重要施設のマップ更新	福祉政策課
		障がい当事者の広聴の推進	広聴機会の拡大	福祉政策課 他関係各課		
		サービス介助セミナー等研修会の開催	市民、事業者及び市職員対象の研修会の開催	福祉政策課 人事課[職員研修所]		

資料編

1 計画の策定経過

(1) 計画策定経過の概要

年 月	経 過
平成 20 年 10 月	那覇市保健福祉医療審議会（審議会）に計画策定を諮問 地域福祉部会臨時委員の選任について
平成 20 年 10 月	地域福祉部会で計画策定スケジュールを審議
平成 21 年 3 月	地域福祉部会で第 2 次那覇市地域福祉計画(仮称)策定の課題等について
平成 21 年 6 月～8 月	関係団体ヒアリング
平成 21 年 8 月	地域福祉部会で策定体制を審議
平成 21 年 10 月	地域福祉部会で計画の枠組みを審議
平成 21 年 12 月	関係各課ヒアリング 福祉のまちづくり部会で計画の一部を審議
平成 22 年 1 月	検討会議及び地域福祉部会で計画素案を審議
平成 22 年 2 月	地域福祉部会で計画素案を審議（最終）
平成 22 年 2 月～3 月	計画素案に対するパブリックコメント（市民意見の募集）を実施
平成 22 年 3 月	検討会議で計画素案を審議
平成 22 年 3 月	地域福祉部会で計画案をまとめ審議会へ報告 審議会で計画案を審議
平成 22 年 3 月	審議会より市長へ計画案を答申

(2) 審議会等の審議経過

保健福祉医療審議会

回 数	年 月 日	内 容
第1回	平成 20 年 10 月 27 日	・第二次那覇市地域福祉計画の策定について ・地域福祉部会臨時委員の選任について
第2回	平成 22 年 3 月 24 日	・地域福祉計画案について

保健福祉医療審議会 地域福祉部会

回 数	年 月 日	内 容
第1回	平成 20 年 10 月 27 日	・進捗状況と課題について ・見直しの基本的考え方と策定手法について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成 21 年 3 月 17 日	・第2次那覇市地域福祉計画(仮称)策定の課題等について
第3回	平成 21 年 8 月 26 日	・ヒアリング報告について ・策定体制の確認について
第4回	平成 21 年 10 月 26 日	・地域福祉計画の枠組みについて
第5回	平成 22 年 1 月 27 日	・地域福祉計画素案について
第6回	平成 22 年 2 月 16 日	・地域福祉計画素案について

保健福祉医療審議会 福祉のまちづくり部会

回 数	年 月 日	内 容
第1回	平成 21 年 12 月 21 日	・計画案の一部について審議

地域福祉計画検討会議

回 数	年 月 日	内 容
第1回	平成 22 年 1 月 19 日	・地域福祉計画素案について
第2回	平成 22 年 3 月 23 日	

(3) 関係団体および関係課ヒアリング

ヒアリング先	実施日 (平成 21 年度)	内 容
地域相談センター松尾	6月 15 日 ～ 6月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップのメリット・デメリットについて ・支え合いマップの活用状況について ・地域づくりを通して感じていること ・地域づくりについて工夫していること
地域相談センター小禄		
地域相談センターにじ		
地域相談センターおもと園		
地域相談センター松川		
地域相談センターいしだ		
地域相談センター小禄みなみ		
地域相談センターシルバーピアしきな		
地域相談センターあめくの杜		
地域相談センター若狭、末吉		
地域相談センター石嶺		
那覇市自治会長会連合会	8月 21 日	・自治会と各団体との連携状況
那覇市民生委員児童委員連合会	8月 24 日	・民生委員・児童委員と各団体の連携状況
福祉関連団体等	10月 16 日 ～ 10月 19 日	・地域福祉計画との関連事項の聴取
那覇市社会福祉協議会	隨時	・地域福祉計画と強化発展計画との内容調整
ちゃーがんじゅう課	12月 3 日 ～ 12月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の施策、取り組み内容の調整
障がい福祉課		
保護課		
こども政策課		
市民協働推進課		
健康推進課		
総務課 市民防災室		
教育委員会 生涯学習課		
教育委員会 総合青少年課		

(4) 保健福祉医療審議会等名簿

保健福祉医療審議会名簿

	氏 名	所 屬 等	備 考
1	西尾 敦史	沖縄大学人文学部福祉文化学科准教授	会 長
2	石原 絹子	NPO 法人コミュニティおきなわ代表理事	副会長
3	井上 正邦	那霸市自治会長会連合会会长	正委員
4	宮國 泰雄	那霸市民生委員・児童委員連合会会长	//
5	村上 有慶	沖縄職業能力開発大学校准教授	//
6	銘苅 春雄	那霸市社会福祉協議会会长	//
7	高田 清恵	琉球大学法学部准教授	//
8	大湾 明美	沖縄県立看護大学教授	//
9	玉木 千賀子	沖縄大学人文学部福祉文化学科講師	//
10	山根 邦夫	那霸市医師会理事	//
11	友利 隆俊	南部地区歯科医師会副会長	//
12	仲宗根 正	沖縄県中央保健所所長	//
13	知名 孝	沖縄国際大学総合文化学部講師	//
14	長嶺 美佐子	那霸市立小学校校長会会計	//
15	上里 直子	市民公募（障がい当事者）	//
16	西 智子	市民公募	//

地域福祉部会名簿

	氏 名	所 屬 等	備 考
1	西尾 敦史	沖縄大学人文学部福祉文化学科准教授	部会長
2	石原 絹子	NPO 法人コミュニティおきなわ代表理事	副部会長
3	井上 正邦	那霸市自治会長会連合会会长	部会員
4	銘苅 春雄	那霸市社会福祉協議会会长	//
5	宮國 泰雄	民生委員・児童委員連合会会长	//
6	川平 栄子	かびら文庫主宰	臨時委員
7	翁長 ゆかり	NPO地域協働クリエイツダーチーム代表	//

福祉のまちづくり部会名簿

	氏 名	所 屬 等	備 考
1	村上 有慶	沖縄職業能力開発大学校准教授	部会長
2	大湾 明美	沖縄県立看護大学教授	副部会長
3	高田 清恵	琉球大学法学部准教授	部会員
4	上里 直子	市民公募（障がい当事者）	//

地域福祉計画検討会議名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部	副部長	島村 聰	委員長
2	健康福祉部 ちゃーがんじゅう課	課長	岸本 敏和	副委員長
3	健康福祉部 ちゃーがんじゅう課 地域包括支援センター	副参事	崎山 英光	委 員
4	健康福祉部 健康推進課	課 長	宮城 正	//
5	健康福祉部 子ども政策課	課 長	島田 聰子	//
6	健康福祉部 障がい福祉課	課 長	前田 昌秀	//
7	健康福祉部 保護課長	課 長	川満 幸弘	//
8	総務部 総務課市民防災室	室 長	平良 常雄	//
9	経営企画部 経営調整課	副参事	波平 治	//
10	市民文化部 市民協働推進課	副参事	末吉 正幸	//
11	教育委員会 生涯学習部 生涯学習課	課 長	宮内 勇人	//

(5) 那覇市保健福祉医療審議会規則

平成12年3月31日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附屬機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健福祉医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の保健、福祉及び医療に係る施策に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員20人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

- 第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

- 第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、総括的事務については健康福祉部福祉政策課において、他の事務については健康福祉部各担当課において処理する。

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和56年那覇市規則第19号)は、廃止する。

付 則(平成15年11月4日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年1月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 用語解説

本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に数字を付けました。

1) 社会福祉基礎構造改革(総 1-1) (P 1)

個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざし、平成 12 年（2000 年）に社会福祉事業法（改正により社会福祉法となる）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた改革。

2) 自助・共助・公助(総 1-1) (P 1)

自助(自らの努力でなすこと)、共助(地域等で助け合うこと)、公助(行政等が公的援助をなすこと)であり、バランスのとれた福祉の達成が望まれている。弱い立場となつた人々は自助の力も落ちてしまっています。一方、公の力だけで地域の問題解決がすべてできるというわけでもありません。「共に助く」という共助を拡大していくことが、弱い立場の人たち、ひいては我々自身の幸福を得ることができるのだと思います。

3) 第 4 次那覇市総合計画(総 1-3) (P 3)

市町村が議会の議決を経て「なはが好き!みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念に基づき、2008 年度から今後 10 年間市政の基本的な方向性を定めた計画です。市民と行政との協働をさらにすすめ、創意と知恵を結集して、豊かで活力ある那覇市を創造するために策定しました。

詳しくは、企画調整課(電話 862-9937)

4) 那覇市社会福祉協議会(1-1-1) (P 3)

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。「住民が安心して暮らせる地域づくり」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中間支援を行い、地域の健康福祉に関する様々な問題を、地域住民やボランティア・NPO 活動、福祉関係団体、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体です。

那覇市社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立され、昭和 42 年（1967 年）に社会福祉法人として認可された。平成 15 年（2003 年）に「第 2 次強化・発展計画」を策定。平成 21 年度に「第 3 次強化発展計画」を策定。支え合いの基盤づくりに取り組む。

5) **強化・発展計画(総 1-3) (P 3)**

社会福祉協議会の活動の将来ビジョンづくりとそれを実現するための推進システムの構築し、関係機関との効果的なネットワークのあり方、財務組織等の基盤強化を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的とする計画。

那覇市社協で平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 力年が第 3 次計画の計画期間となっている。

6) **社会資源(総 2-2) (P 8)**

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技等々の総称。

7) **地域包括支援センター(地域相談センター)(1-1-1) (P 12)**

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るため、総合相談業務を中心に介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護などを包括的・継続的に提供し、地域ケア体制を構築していく機関として、那覇市地域包括支援センターを直営で 1 ケ所、高齢者の地域での相談窓口、介護予防事業の実施機関として、那覇市地域相談センターを 12 ケ所委託設置している。(電話 098-867-0111 内線 2749・2683)まで。

8) **NPO(1-1-3) (P 15)**

“Non-Profit Organization” の略語で、一般的に「非営利組織」と訳され、営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。そのうち平成 10 年（1998 年）に施行された特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき設立された法人のことを「特定非営利活動法人」（NPO 法人）という。

9) **校区まちづくり協議会(1-1-3) (P 15)**

各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会を基盤に、PTA や地域で活躍する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図っていくことを目的にする組織です。詳しくは市民協働推進課(電話 862-9955)

10) **ジュニアボランティア育成 (1-2-1) (P 18)**

福祉教育の実践活動が学校や地域で求められるなかで、その中にいる子どもたちの声に耳を傾け、PTA 関係者、地域住民及び福祉教育に関わるボランティア実践者などとともに、福祉教育からボランティア活動へのあり方にについて、気付きを与える取り組み。

11) ボランティアセンター(1-2-3) (P20)

さまざまな分野のボランティア活動や福祉教育を育成・支援・推進することを目的に、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政、企業、教育機関等と連携しながら、市民一人ひとりがよりよい生き方のできる社会の実現を目指す。人材育成、需給調整、団体育成、啓発広報に取り組む。

12) 健康づくり推進員(1-2-3) (P20)

地域の健康づくりを支援するために活動するボランティアで、地域の健康問題に関する身近な相談役および地域のニーズを行政に伝えるパイプ役として、健診受診の勧奨やミニ健康展の実施、喫煙防止活動等を行っている。

詳しくは、那覇市保健センター（電話 098-858-1456）まで。

13) 食生活改善推進員(1-2-3) (P20)

食生活を中心に、妊婦から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティアで、健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016）まで。

14) 母子保健推進員 (1-2-3) (P20)

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016）まで。

+

15) ジョブサポーター(1-2-3) (P20)

障がいのある市民の就労を支援するため、ジョブコーチと連携し通勤訓練や企業実習、インターンシップなどを行うサポーター（援助者）です。

平成 20 年 7 月事業開始（平成 21 年 1 月現在計 3,288 件派遣）詳しくは、障がい福祉課（電話 862-3275）

16) 手話通訳者 (1-2-3) (P20)

手話を言語とする聴覚障がい者自身及び、聴覚障がい者とコミュニケーションを取りたいと思う一般市民に対してコミュニケーションの支援を行う。

平成 20 年度実績：派遣（斡旋含む）234 件、設置事業 1180 件

17) こころのボランティア (1-2-3) (P20)

こころの病気に対する身近な理解者や支援者を増やす目的で開催されている「こころのボランティア教室」により養成しているボランティア。こころのボランティアを育成し、地域で精神保健福祉に関するボランティア活動ができる地域づくりを目指している。詳しくは、障がい福祉課（電話 862-3275）

18) 認知症サポーター(1-2-3) (P20)

「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称し、講習で得た認知症の正しい知識を、友人や家族に伝え認知症の人や、家族の応援して、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。

19) 相談協力員 (1-2-3) (P20)

市内 12 箇所の那覇市地域相談センターに配置し、地域相談センターの相談員と連携して、地域の高齢者に対し保健福祉サービス等の情報提供や地域相談センターの紹介、安否確認等が必要な高齢者の定期的見守り訪問活動を行うボランティアです。

20) 子育て支援ボランティア(1-2-3) (P20)

子育て支援・応援に関する講座の卒業生を中心として、地域の実情に応じた支援活動を展開する、地域の「子育て応援団」のことです。

21) 那覇市地域福祉基金助成事業(1-2-4) (P21)

那覇市地域福祉基金条例に基づき、高齢者等地域の健康や福祉の向上に役立つ先導的な事業を支援するための助成事業。平成 4 年度（1992 年度）に創設された同基金の運用益等を活用して、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等を対象に、100 万円を上限に補助対象経費の 9 割以内の補助を行っています。

詳しくは福祉政策課（電話 862-9002）

22) 公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金(1-2-4) (P21)

この基金は、源河朝明氏から那覇市へ寄贈された土地の売却代金を原資に、公益信託として平成 10 年 11 月に設立されました。寄贈趣旨を生かすため、沖縄県内において社会福祉向上の事業を行う法人及び団体に助成することによって、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とした助成です。（通称「あけもどろ福祉基金」）

23) 那覇市 NPO 活動支援基金(1-2-4) (P21)

この基金は、主として那覇市において社会貢献活動をする市民活動団体に対し、助成額、ソフト部門上限 50 万円、ハード部門上限 300 万円までの助成を行う。詳しくは市民協働推進課（電話 861-3846）まで。

24) 地域学校連携施設(1-3-1) (P22)

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし、平成 17 年（2009 年）4 月現在、市内 23 の小中学校で設置している。詳しくは教育委員会 生涯学習課（電話 891-3502）

25) ふれあい・いきいきサロン(居場所)(1-3-2) (P23)

高齢者、障がい者、子育て中の母親など誰もが気軽に参加し交流できる場所として、那覇市社会福祉協議会が「ふれあい・いきいきサロン」事業を20年2月に立ち上げた。異世代交流を目的とし、ニーズキャッチの仕組みやネットワークづくりが期待されている。(平成21年末現在15のサロンを開設)

26) 地域ケア会議(2-2-1) (P27)

高齢者に適切なサービスを提供することを目的として、保健、福祉、医療等に関する各種サービスを総合的に調整するとともに、包括的なケアシステムを構築する会議。委員は内部委員(行政の関係機関)と外部委員(医師、弁護士等の有識者)により構成。年1~2回の開催。

27) 要保護児童対策地域協議会(2-2-1) (P27)

主として虐待を受けた、または受けている要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその児童等に係る個人情報を保護し、適切な連携の下に情報の交換や支援の役割分担を行う協議会です。

28) 障がい者自立支援協議会(2-2-1) (P27)

なは障がい者プランの施策内容について、施策の進行状況や効果を点検するとともに、様々な課題解決に向けてより具体的な検討を行い、新たな施策提言を図る組織として、学識経験者や当事者、福祉サービス事業者などを中心とした協議会である。詳しくは障がい福祉課(電話862-3275)

29) 日常生活自立支援(地域福祉権利擁護)事業(2-3-1) (P29)

社会福祉法で規定する「福祉サービス利用援助事業」のこと。事業者が、精神上の障害により判断能力の不十分な当事者との委任契約に基づいて、福祉サービス利用に関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預貯金通帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助する。なお、不動産等の重要財産の管理・処分については、成年後見制度を利用することになる。詳しくは、南部地域福祉権利擁護センター(那覇市社会福祉協議会内)(電話098-857-4525、FAX098-859-8388)まで。

30) 成年後見制度利用支援事業(2-3-2) (P29)

認知症や知的障害等などにより判断能力が十分でない者の、主に財産管理や福祉サービス利用契約、悪徳商法の被害者となる事を防ぎ、権利と財産を守る「成年後見制度」に関する相談・申請事務の支援。

31) 法人後見事業(2-3-2) (P29)

個人ではなく法人が成年後見人になることです。法人が成年後見人になることの利点として、職務の内容が広範にわたる場合等にも組織化された複数人により対応することが可能であることや、仮に法人で働く担当者個人が欠けても同一法人で働く他の個人が替わって対応できるなど、個人より長期的な職務の執行が可能な点が挙げられます。これまで裁判所で法人後見人に選任された例には、司法書士で組織された社団法人や、社会福祉協議会、福祉公社等があります。

32) 自主防災組織(3-1-1) (P32)

災害時に自分たちのまちや人命を守るには、日ごろから地域で助け合う体制を整え、適切な対応を身に付けておくことが大切です。まちぐるみで防災活動に積極的に参加し「災害に強いみんなの街」をつくることを目指したもののが「自主防災組織」です。詳しくは総務課市民防災室(電話 861-1102)まで。

33) 災害時等要援護者(3-1-2) (P33)

災害時において、必要な情報をすみやかに把握し、自らを守るために安全な場所に避難するのに支援を必要とする人々のこと、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

34) 災害時支援者リスト(3-1-2) (P33)

地域相談センターの家庭訪問により、災害時に自力で避難等をすることが困難で、他の人等からの支援を必要とする高齢者の情報を登録したもの。毎月、12箇所の相談センターの「災害時支援者リスト」を消防本部に情報提供し、災害時等の円滑かつ迅速な援護活動を図る。

35) 災害ユイマール登録制度 (3-1-2) (P33)

高齢や身体の障がいにより、自力で避難することが困難な方や音声での119番通報が困難な方に対し、災害等の緊急時に円滑・迅速な救護やEメールでの119番通報を可能にするための制度。病状または障がいの程度等、個人情報の登録を必要とする。詳しくは、那覇市消防本部指令情報課(電話 098-868-9911)まで。

- 36) 災害時一人も見逃さない運動(3-1-2) (P33)
全国民生委員・児童委員連合会で取り組んでいる民生委員制度創設 90 周年事業。「石川県能登半島地震」や「新潟県中越沖地震」などにおいて、民生委員・児童委員による「要援護者台帳」や「災害福祉マップ」を活用した安否確認行動が、地域住民の安全確保に貢献したことが新聞等で全国的に紹介され、高い評価を得ました。また、この結果、厚生労働省から「災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員等と連携する方策を市町村地域福祉計画に盛り込むよう」求められたことから、引き続き「第 2 次民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」を展開し、全国の民生委員・児童委員協議会で、要援護者台帳を整備し、それに基づいた災害福祉マップを作成することを目指しています。
- 37) 那覇市災害救援ボランティア推進会議(3-1-2) (P33)
平成 18 年に発生した長雨による首里鳥堀でのマンション倒壊をきっかけに、その翌年に発足した会議。災害救援に関する関係機関が一堂に会し、主に災害時の関係機関の連携を強化するための実践訓練、住民同士の助け合い支え合いのための災害救援ボランティア活動のマニュアルづくり、住民の防災意識啓発のための研修会などを実施するための話し合いを行っています。災害時に一人も見逃さない、誰もが安心して暮らすことができる那覇市を目指しています。
- 38) 福祉避難所(3-1-2) (P33)
要援護者のために特別な配慮がなされた避難所のことである。要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具が整備されている避難所。介護保険関係施設における要援護者の受入には限界があり、緊急入所できない者のために福祉避難所が必要となります。平成 18 年 3 月に災「害時要援護者の避難対策に関する検討会」からの提言を受けて、全国で福祉避難所の協定が締結されつつあり、九州主要都市では平成 19 年 6 月に大分市の協定締結を皮切りに設置が広がっています。
- 39) ユニバーサルデザイン(3-2) (P35)
年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方。
- 40) サービス介助セミナー(3-2-3) (P38)
サービス介助セミナーは NPO 法人日本ケアフィットサービス協会認定の資格講座をもとにしており、加齢や病気による身体機能の低下や、障がい等による不自由をお持ちの方を迎えるために「おもてなしの心」と「安全な介助技術」を学ぶ体験型セミナーです。

第2次 那覇市地域福祉計画

平成22年3月 発行

【発行】 那覇市 健康福祉部 福祉政策課
〒900-8585 沖縄県那覇市上之屋1丁目2番1号
電話番号 (098) 862-9002 (直通)
FAX番号 (098) 862-0383
電子メール h-hsou001@neo.city.naha.okinawa.jp

※那覇市地域福祉計画策定に関するホームページ

<http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/tiiki/index.html>

(那覇市ホームページトップ画面 <http://www.city.naha.okinawa.jp/>
にある「健康福祉情報」にリンクしています)

